

# **第2次南あわじ市男女共同参画計画 (案)**

**平成30(2018)年3月  
南あわじ市**



# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の概要 .....	1
(1) 策定の趣旨 .....	1
(2) 策定の手法 .....	1
2 男女共同参画をめぐる動向 .....	2
(1) 国際社会の動向 .....	2
(2) 国の動向 .....	2
(3) 県の動向 .....	4
3 本計画の位置づけと期間 .....	5
(1) 本計画の位置づけ .....	5
(2) 本計画の期間 .....	6

## 第2章 南あわじ市の男女共同参画をめぐる現状・課題

1 南あわじ市のこれまでの取り組み .....	7
2 統計データからみる現状・課題 .....	8
3 市民アンケート調査からみる現状・課題 .....	10
4 事業者調査からみる現状・課題 .....	12
5 計画の重要課題 .....	13

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念 .....	14
2 基本目標 .....	15
3 計画の体系 .....	16

## 第4章 計画の内容

1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり .....	17
基本施策(1) 男女共同参画に関心をもち、意識を育てよう .....	19
基本施策(2) 教育を通じて学習・理解を進めよう .....	21
2 あらゆる場面において男女が活躍する社会づくり .....	22
基本施策(1) 政策・方針決定過程へ女性の意見を積極的に取り入れよう .....	25
基本施策(2) 男女がともに活躍できる家庭・地域・職場をつくろう .....	26
基本施策(3) 防災・復興体制の確立に向けてみんなで議論を進めよう .....	28
3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり .....	29
基本施策(1) 労働慣行を見直し、男女がともに働きやすい環境をつくろう .....	31
基本施策(2) ワーク・ライフ・バランスの普及・促進を進めよう .....	33
基本施策(3) 農畜水産業等の第1次産業における男女共同参画を進めよう .....	35

4 安心して暮らせる社会づくり .....	36
基本施策（1） すべての人が安心して暮らせる環境をつくろう .....	37
基本施策（2） 暴力根絶と人権の尊重のための取り組みを進めよう.....	39
基本施策（3） 生涯にわたって健康な生活を送れるよう互いに理解しよう .....	41

## 第5章 計画の推進

1 庁内推進体制の強化.....	43
2 計画の進捗管理 .....	43

## 資料編

1 国際社会・国・県のこれまでの動向.....	45
2 男女共同参画社会基本法 .....	47
3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	50
4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 .....	57
5 策定経過.....	63
6 南あわじ市男女共同参画策定委員会委員名簿.....	64

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の概要

### (1) 策定の趣旨

わが国においては、平成 11（1999）年 6 月に施行された「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会の実現は、「二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけられており、省庁横断的な取り組みが進められています。

しかし現状では、政治や行政、企業等における政策・方針決定の場への女性の参画は未だ少なく、男性中心の組織運営が行われています。地域における住民活動等についても、多くの場合、男性役員によって意思決定されているのが実情です。また、女性の社会進出による未婚・晩婚化をはじめとする社会情勢の変化や、ライフスタイルの変化によるニーズの多様・複雑化といった課題への対応も必要となっています。

南あわじ市においては、こうした現状を踏まえるとともに、「男女共同参画社会基本法」に規定された地方公共団体の責務として、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための指針とするため、平成 19（2007）年度に「南あわじ市男女共同参画計画」（以下、「第1次計画」という）を策定し、取り組みを進めてきました。この度、計画期間が満了を迎えるにあたり、「第2次南あわじ市男女共同参画計画」（以下、「本計画」という）を策定しました。

### (2) 策定の手法

本計画の策定にあたっては、南あわじ市の男女共同参画にかかる現状把握を行うため、庁内における進捗管理を実施し、市民アンケート調査及び事業者調査を行いました。なお、策定にあたっては、各種団体の代表者、市民代表等を委員とする「南あわじ市男女共同参画計画策定委員会」を設置し、本計画についてご検討、ご提言をいただきました。

#### ■市民アンケート調査・事業者調査の実施概要

	市民アンケート調査	事業者調査
対象者	南あわじ市内に住む 18 歳以上の市民を対象とし、無作為に抽出	南あわじ市内に所在する事業者 30 件
調査の目的	男女共同参画に関する市民の意識や認識についての実態を把握するため	市内事業者における取り組み内容や考え方を把握するため
実施時期	平成 29 年 8 月 29 日～9 月 12 日	平成 29 年 9～11 月
配布数	2,500 件	30 件
有効回収数/ 回収率	1,059 件/42.4%	27 件/90.0%

## 2 男女共同参画をめぐる動向

### (1) 国際社会の動向

国際連合が女性の地位向上を目指して設けた国際年である昭和 50（1975）年に、第 1 回世界女性会議がメキシコシティで開催され、女性の向上を目指すための 10 年間の行動指針となる「世界行動計画」が採択されました。その後、昭和 54（1979）年の国際連合総会では、あらゆる分野における女性差別の撤廃を目指す「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（「女子差別撤廃条約」）が採択され、日本を含む 57 か国が署名しました。

その後、平成 7（1995）年に北京で開催された第 4 回世界女性会議において、すべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進することを定めた「北京宣言」、そして、教育、人権など 12 の重大問題領域における戦略目標と取るべき行動を定めた「行動綱領」が採択されました。この行動綱領では、各国において、あらゆる政策や計画に社会的性差（ジェンダー）\*<sup>1</sup>の視点を反映させることによって、女性のさらなる地位向上を効果的に実現していくことが求められています。また、この第 4 回世界女性会議から 10 年目にあたる平成 17（2005）年には、ニューヨークにおいて「第 49 回国連婦人の地位委員会（「北京+10」閣僚級会合）」が開催され、女性の自立と地位向上に向けた取り組みを引き続き推進していくことが確認されました。さらに、20 年目にあたる平成 27（2015）年には、「第 59 回国連婦人の地位委員会（「北京+20」記念会合）」がニューヨークで開催され、「第 4 回世界女性会議 20 周年における政治宣言」等が採択されました。また、平成 23（2011）年には、女性と女児の権利を促進するため、国連の 4 つの機関が統合され、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント\*<sup>2</sup>のための国連機関「UN Women（ユエヌ ウィメン）」が発足しています。

国際社会からのわが国に対する見解についてみると、条約締結後にも、国際連合の女子差別撤廃委員会により日本における取り組みの遅れが数回にわたって指摘され、「根深く残る固定的な性別役割分担意識\*<sup>3</sup>の解消」や「男女の賃金格差の是正」、「非正規雇用の多数を女性労働者が占めている現状の改善」等が求められました。平成 28（2016）年には、「女性に対する差別の包括的な定義の不在」や「差別的な法律及び法的保護の欠如への対応」「家庭・社会における男女の役割と責任に関する根深い固定観念と有害な慣行の解消」「性別賃金格差の縮小に向けた取り組みの強化」等が指摘されました。

### (2) 国の動向

国際社会における動向を踏まえ、日本国内においても、女性差別の解消と男女共同参画社会の実

---

#### \*<sup>1</sup> 社会的性差（ジェンダー）

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方で、社会通念や慣習のなかで、社会によってつくりあげられた「男性像」「女性像」による男性・女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に「良い」「悪い」の価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

#### \*<sup>2</sup> エンパワーメント

社会・組織の構成員一人ひとりが、発展や改革に必要な力をつけるという意味の言葉。1980 年代における女性の権利獲得運動のなかで使われるようになったが、現在は対象が拡大しつつあり、住民自身が貧困や困難から脱却するための力をつけるという意味で使われるようになってきている。

#### \*<sup>3</sup> 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例である。

現に向けた取り組みが進められてきました。平成 11（1999）年に制定された「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画会議の設置をはじめとする国内本部機構の充実・強化、「男女共同参画基本計画」の策定等が進められました。平成 21（2009）年の国際連合の女子差別撤廃委員会の最終見解を受けて以降、わが国における男女共同参画社会の形成が一層加速されることを目指し、実効性のあるアクション・プランとして、「女性の活躍による経済社会の活性化」「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点が強調された「第3次男女共同参画基本計画」が平成 22（2010）年に策定されました。

この間、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という）や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という）の施行など、さまざまな視点から、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められています。この「女性活躍推進法」は、女性の職業生活における活躍を推進し、自らの意思によって働いているまたは働こうとするすべての女性の活躍を迅速かつ重点的に推進し、その結果として男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現させることを目的としているものであり、国・地方公共団体、労働者 301 人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定等が新たに義務づけられました。

現在は、平成 27（2015）年 12 月に策定された「第4次男女共同参画基本計画」（以下、国の「第4次計画」という）が展開されており、この計画では下記の7点が改めて強調されています。

#### ■ 国の「第4次計画」において改めて強調されている点

強調されている内容	国の第4次計画における掲載内容
1) 男性中心型労働慣行* <sup>4</sup> 等の変革	女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる場面における施策を充実させる。
2) あらゆる分野における女性の参画	あらゆる分野において女性の参画が拡大することは、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であることから、女性活躍推進法の着実な施行とともに、更に踏み込んだポジティブ・アクション* <sup>5</sup> の実行等を通じた積極的な女性採用・登用のための取組や、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進める。
3) 非正規雇用労働者やひとり親などの困難な状況にある人の支援	非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及等、働き方の二極化に伴う諸問題への対応を進めるとともに、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める。
4) 女性に対する暴力の根絶に向けた取り組みの強化	女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する。
5) 防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入	東日本大震災等の経験と教訓を踏まえ、防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入を進めるとともに、防災・復興における女性の参画とリーダーシップの重要性について、国内外に発信する。
6) 国際的な規範・基準の尊重	国際的な潮流を踏まえつつ、国際的な規範・基準の尊重等に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献の推進により、男女共同参画に関して国際社会における我が国の存在感及び評価を高める。
7) 地域の実情・特性を踏まえた推進体制の強化	地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、地域における推進体制を強化する。

#### \*<sup>4</sup> 男性中心型労働慣行

大量生産を可能とする工業化に対応しやすいため、年功的な処遇、男性正社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする働き方のこと。女性が十分に活躍できない原因となっているといわれる。

#### \*<sup>5</sup> ポジティブ・アクション

男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供すること。

### (3) 県の動向

国における平成 11（1999）年の「男女共同参画社会基本法」の施行を踏まえ、兵庫県では、男女共同参画社会の形成に向けて総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 13（2001）年の「ひょうご男女共同参画プラン 21」が策定され、以降、情勢に合わせて、同プランの後期実施計画、「新ひょうご男女共同参画プラン 21」が平成 23（2011）年に策定されました。現在は、平成 28（2016）年に策定された第 3 次兵庫県男女共同参画計画である「ひょうご男女いきいきプラン 2020」が展開されており、この計画では、下記の 5 つが重点目標として掲げられています。

#### ■ 「ひょうご男女いきいきプラン 2020」における 5 つの重点目標

- 1 すべての女性の活躍
- 2 仕事と生活の両立支援
- 3 互いに支え合う家庭と地域
- 4 安心して生活できる環境の整備
- 5 次世代への継承

また、平成 14（2002）年には、県民、地域団体・NPO、企業、行政等の参画と協働により取り組む、男女共同参画に関する基本的な事項を定める「男女共同参画社会づくり条例」が施行されています。

これらの計画や条例等に基づき、男女が社会の対等な構成員として互いの違いを認め尊重し合い、ともにいきいきと生活できる社会の実現を目指し、知事を本部長とする「男女共同参画推進本部」を中心に、さまざまな取り組みが進められています。

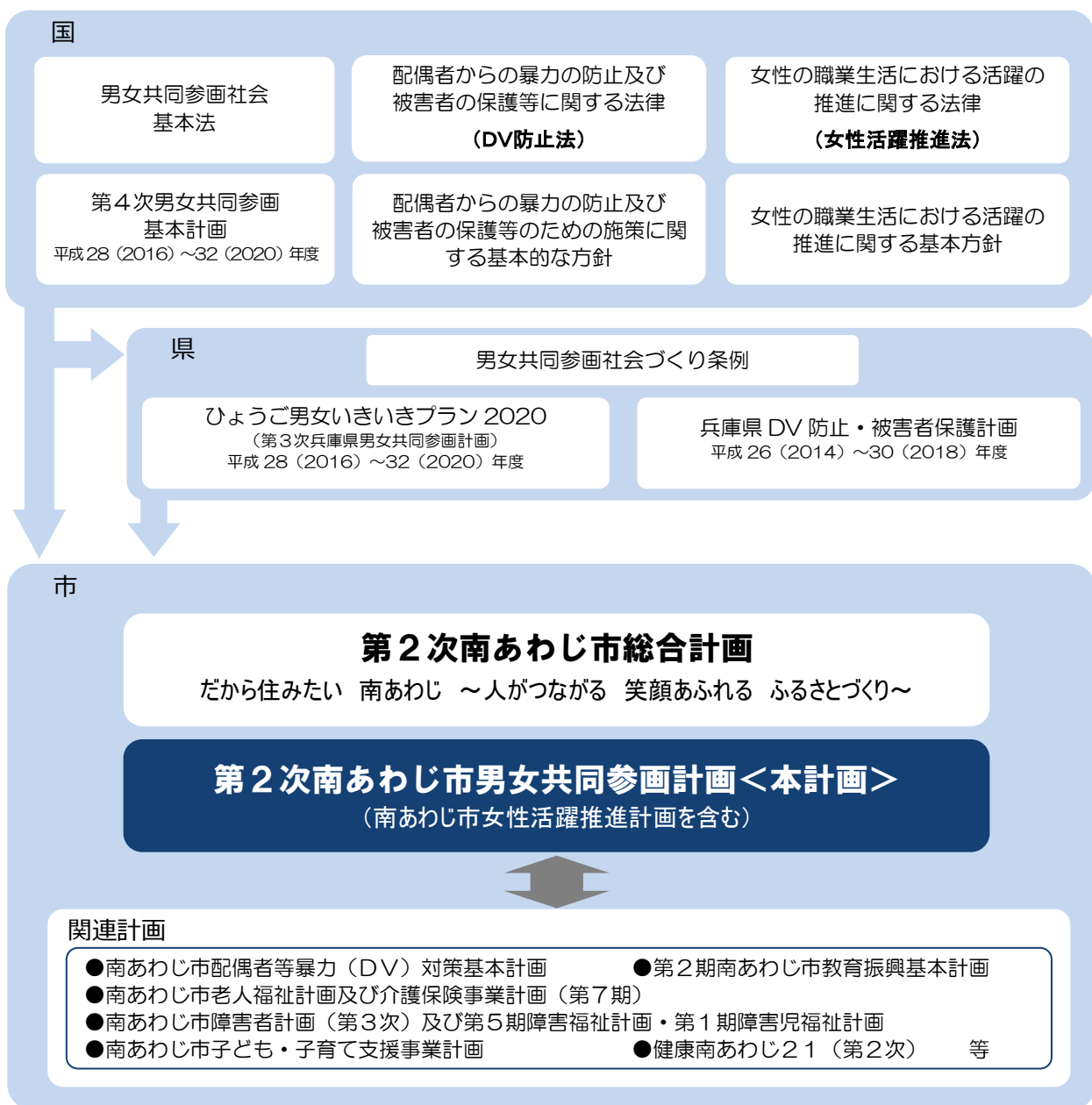


### 3 本計画の位置づけと期間

#### (1) 本計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第3項に定められた「市町村男女共同参画計画」にあたるものです。また、国の「第4次計画」及び兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン 2020（第3次兵庫県男女共同参画計画）」を踏まえ、「第2次南あわじ市総合計画」を最上位計画として、市の各種個別計画との整合を図り、男女共同参画を推進するための視点から策定したものです。

加えて、「女性活躍推進法」第6条第2項に規定されている「市町村推進計画」としても、位置づけるものとします。



## (2)本計画の期間

本計画の期間は、平成 30（2018）年度から平成 34（2022）年度までの5年間とします。ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、見直しを行う場合があります。

（年度）							
平成 （西暦）	28 （2016）	29 （2017）	30 （2018）	31 （2019）	32 （2020）	33 （2021）	34 （2022）
国・県	【国】第4次男女共同参画基本計画 平成 28（2016）～32（2020）年度						
	【県】第3次男女共同参画基本計画 平成 28（2016）～32（2020）年度						
南あわじ市	第2次南あわじ市総合計画 平成 29（2017）～38（2026）年度						
	【本計画】第2次南あわじ市男女共同参画計画 平成 30（2018）～34（2022）年度						

## 第2章 南あわじ市の男女共同参画をめぐる現状・課題

### 1 南あわじ市のこれまでの取り組み

平成 19（2007）年度に策定された第1次計画においては、固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行が根強く残るなか、人生を豊かに暮らすための“思いやりの社会”の実現を重要課題ととらえ、下記の4つの基本目標に沿って、男女共同参画を進めてきました。

#### ■ 南あわじ市男女共同参画(第1次計画)基本目標

- 基本目標1 あらゆる分野への男女共同参画の推進
- 基本目標2 男女がともにいきいきと働ける労働環境の整備
- 基本目標3 男女がともに参画できる社会の実現に向けた教育の推進
- 基本目標4 安心して暮らせる福祉の充実と健康の保持増進

計画の進捗について、市内において調査を実施し、本計画への課題を以下のとおり整理しました。

第1次計画では、市審議会等への女性の登用率 33.3%という成果目標を掲げ、取り組みを進めてきましたが、登用率は近年下降傾向にあり、平成 29（2017）年度現在 20.3%と、目標値を10ポイント以上下回って推移しています。市内においても、この目標と実績を見直し、今後さらなる啓発推進や意識醸成を行っていくことが必要です。

行政・地域・職場における男女共同参画の推進にあたっては、関係課との連携のもと、主に県が主催するセミナー等の開催周知や啓発パンフレットの掲示・配布、ホームページでの広報等による情報提供を進めてきました。今後は、幅広い参加者を募ることができるよう、より積極的な呼びかけを行うとともに、さらなる展開を目指した取り組みを検討し、進めていくことが求められます。

家庭における男女共同参画の推進にあたっては、主に子育て支援内容の周知や父親の子育てイベントの開催、男性の家庭生活への参加促進の啓発等を行ってきました。しかし、参加人数の増加がみられないため、今後は、より一層の普及・啓発に向けた取り組みや、内容の再検討が求められます。

また、男女共同参画をさまざまな場面において浸透させるためには、高齢者・障がい者・子育て世代等を含め、すべての人々が生活しやすい社会・環境づくりに向けて、市内関係課が横断的に連携し、性別によるニーズの違いやライフステージに応じた取り組み・事業を引き続き実施していくことが必要です。

## 2 統計データからみる現状・課題

南あわじ市の総人口は近年減少を続けており、現在、46,912人（平成27年 国勢調査）となっています（図2-2-1）。年齢3階層人口の割合をみると65歳以上の人口割合が増加しており（同・図2-2-1）、高齢化率は33.5%（国勢調査）と、兵庫県（27.1%）や全国（26.6%）よりも高くなっています。一方で、合計特殊出生率\*<sup>6</sup>については、1.83（平成27年 兵庫県 健康福祉部 社会福祉局 情報事務センター）と、全国の平均を大幅に上回っており、兵庫県下では最も高くなっています。

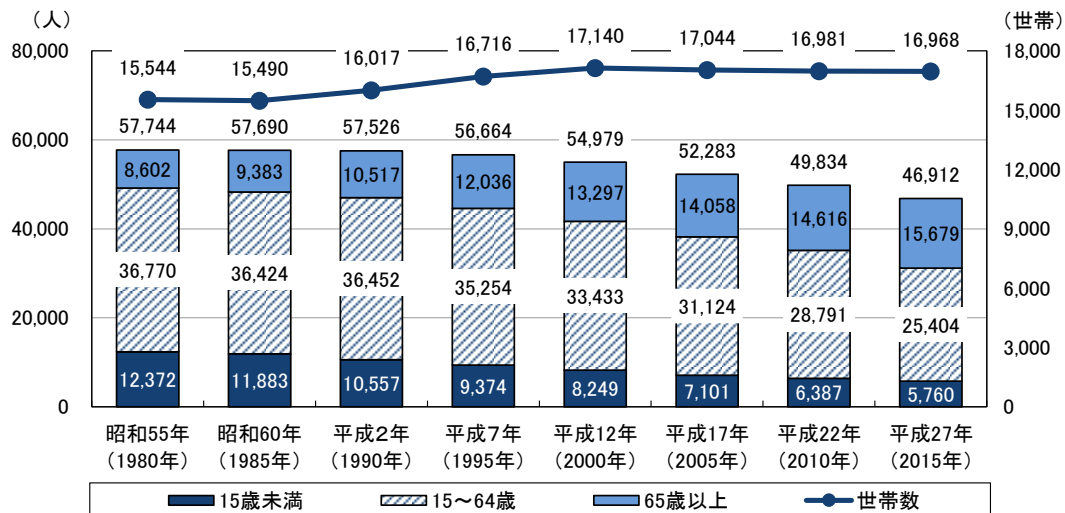
働く状況についてみると、自営業主の割合が高く、女性では、家族従事者の割合も高くなっています。これは、南あわじ市が男女とも第1次産業従事者割合が高く、県と比較して約10倍となっており（図2-2-2）、農業従事者が多いという南あわじ市の特徴と、密に関係しているものと考えられます。また、労働力率を男女別・年齢別にみると、男性では20歳代後半から50歳代後半まで9割前後で推移し、女性では20歳代から30歳代前半まで、7割台で推移しています。女性の年齢別労働力率は兵庫県・国と比較すると30歳以上のすべての年代において高くなっており、一般的に出産・子育て期に労働力率が下がることによって生まれる「M字カーブ\*<sup>7</sup>」もゆるやかになっています（図2-2-3）。

この他、高齢者就業率が38.5%、女性労働力率が56.2%（いずれも平成27年 国勢調査）と、いずれも県下1位であることから、働き続けるシニアが多いこと、女性の多くが仕事をもちながら子育てをしているということが南あわじ市の特徴といえます。

これらの南あわじ市の特徴や状況をとらえたうえで、南あわじ市に適した男女共同参画を推進していくことが重要です。

図2-2-1

### ■総人口・年齢3階層人口・世帯数の推移



※総数には年齢不詳を含む。

資料：総務省「国勢調査」

#### \*<sup>6</sup> 合計特殊出生率

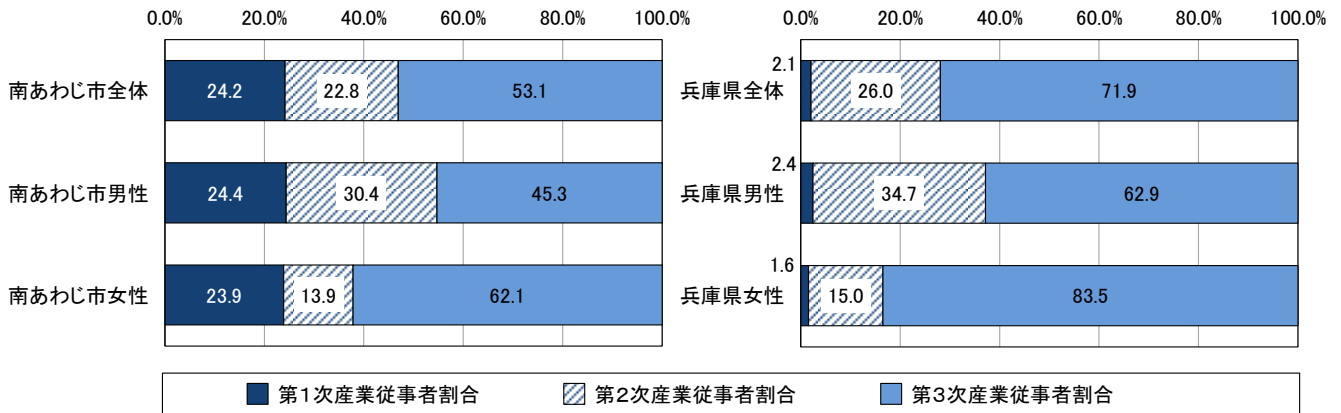
女性1人が一生の間に産む子どもの数のことで、分母の人口数を出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを生むのかを推計したもの。

#### \*<sup>7</sup> M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。

図 2-2-2

■産業別就業者割合\*<sup>8</sup>

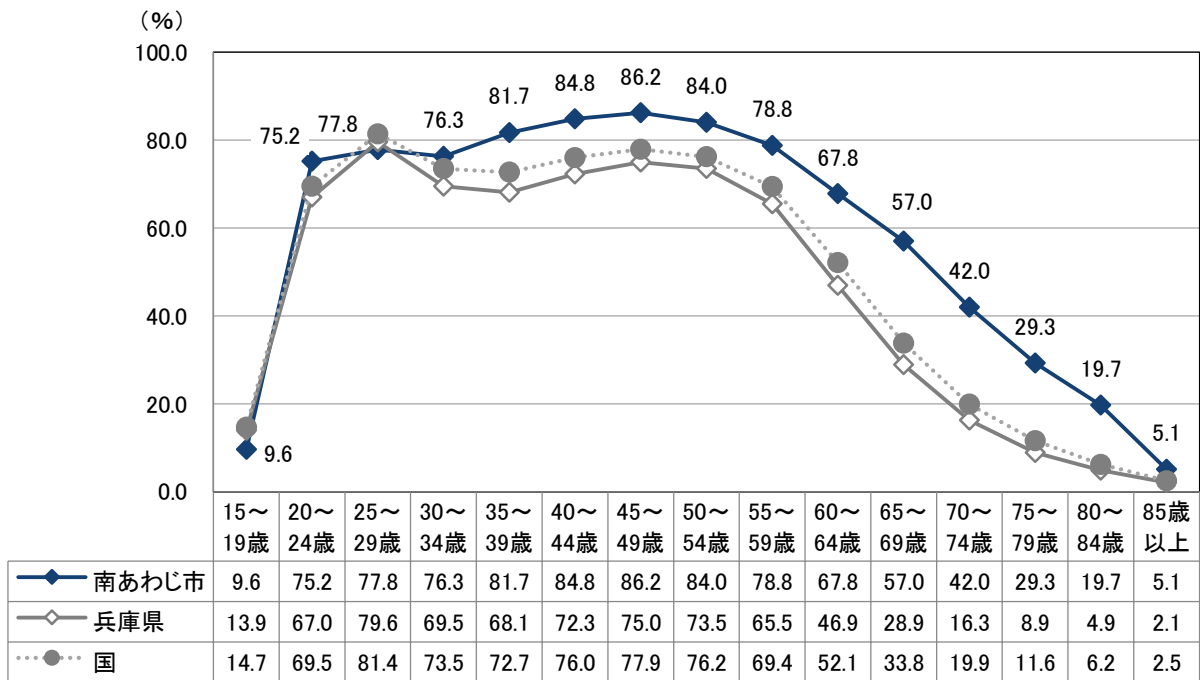


※就業者総数には、分類不能の産業は含まない。

資料：総務省「国勢調査」(平成 27 年)

図 2-2-3

■女性の労働力率の状況



資料：総務省「国勢調査」(平成 27 年)

\*<sup>8</sup>

「%」は、それぞれの割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、それぞれの項目の合計値が 100.0%にならない場合があります。本計画書のすべてのグラフや表についても同様です。

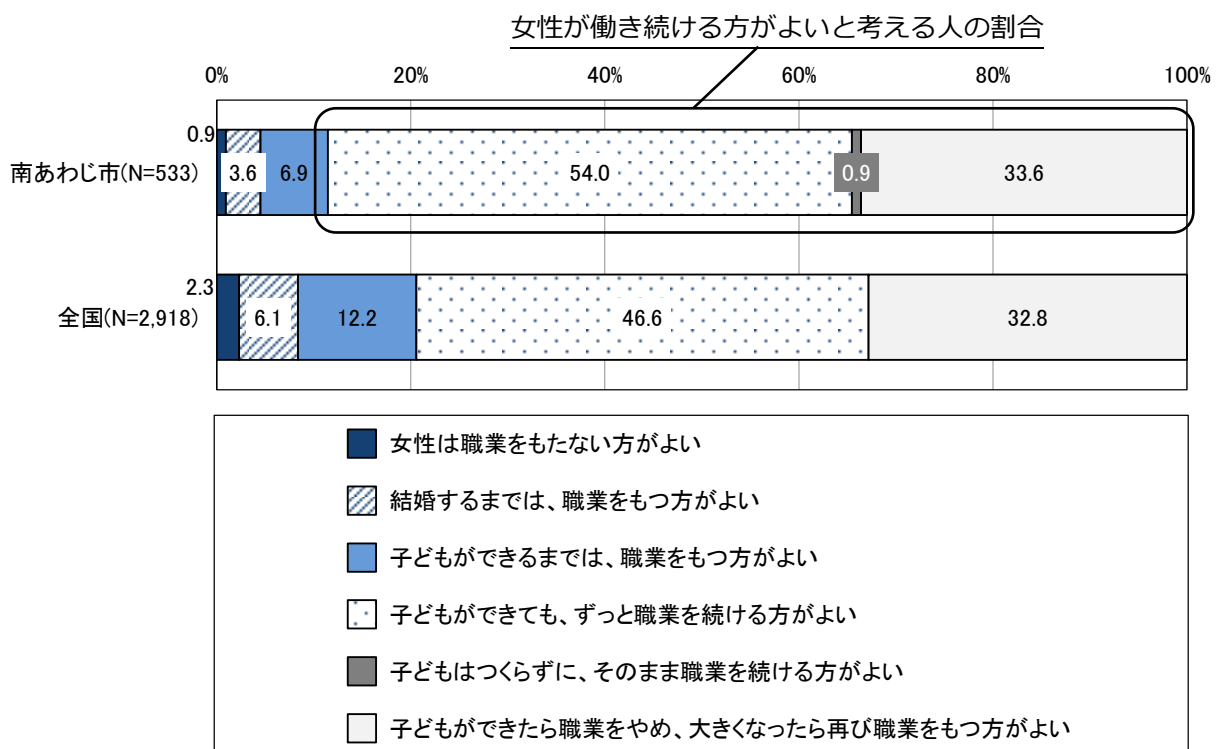
### 3 市民アンケート調査からみる現状・課題

市民の男女共同参画全般に関する意識や認識については、男女の考え方の違いや、若年層と高齢層といった年齢による考え方の違いがみられ、女性の方が男性よりも男性優位な社会になっていると感じる傾向が強いことや、10～30歳代の方がそれ以上の年齢層よりも、「女の子は女らしく、男の子は男らしく育てる」ことについて否定的であることなどがわかりました。

女性が職業をもつことに対する考え方についてみると、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と考える人が54.0%と、全国と比較して7.4ポイント高くなっています(図2-3-1)。また、約9割が、子どもの有無にかかわらず職業をもち、継続するべきだと考えており、女性が職業をもち、仕事をするに対して、肯定的な意見をもつ人が多いことがわかりました。

図 2-3-1

■ 女性が職業をもつことについて、あなたはどのように思いますか。(ひとつに〇)



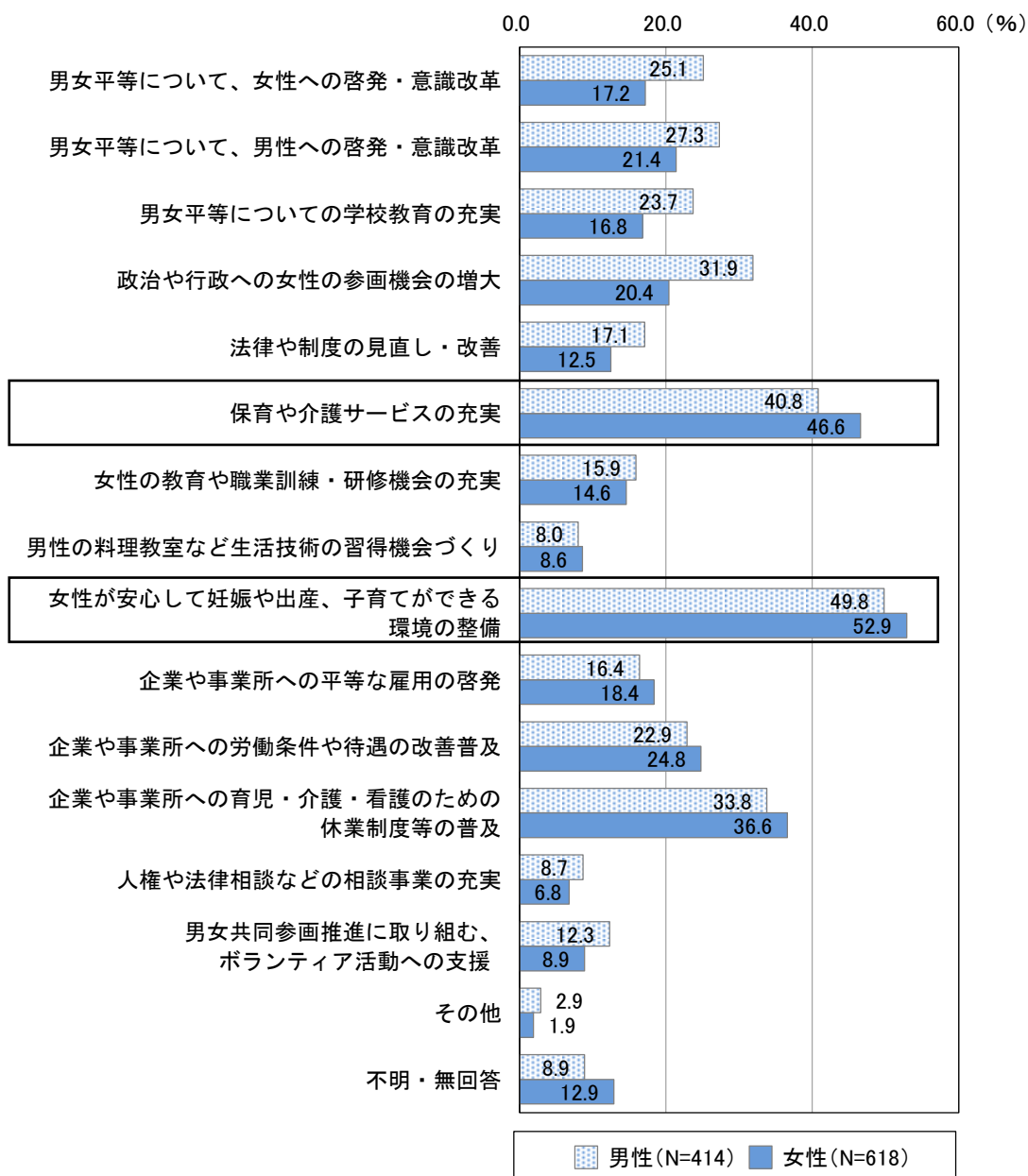
【全国値：内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」(平成26年)】

※「その他」「わからない」「不明・無回答」をのぞいて集計しています。また、全国の調査には、「子どもはつくらずに、そのまま職業を続ける方がよい」という選択肢はありませんでした。

また、男女共同参画を推進していくために南あわじ市として必要なこととして、男女ともに「女性が安心して妊娠や出産、子育てができる環境の整備」「保育や介護サービスの充実」が多く挙げられています。その他、女性では育児や介護、看護等の支援体制にかかわる回答が、男性では政治や行政への女性の参画機会の増大といった意識・啓発にかかわる回答が、それぞれ比較的多くなっています（図 2-3-2）。

図 2-3-2

■男女共同参画を推進していくために、南あわじ市としてどのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるもの5つまでに○)





## 4 事業者調査からみる現状・課題

事業者へのアンケート調査とインタビューによる調査からは、南あわじ市の事業者の全体的な傾向のみならず、事業所の規模や業種によって考え方や取り組み内容が異なること、また各事業者において、それぞれに適した独自の取り組みが展開されていることがわかりました。

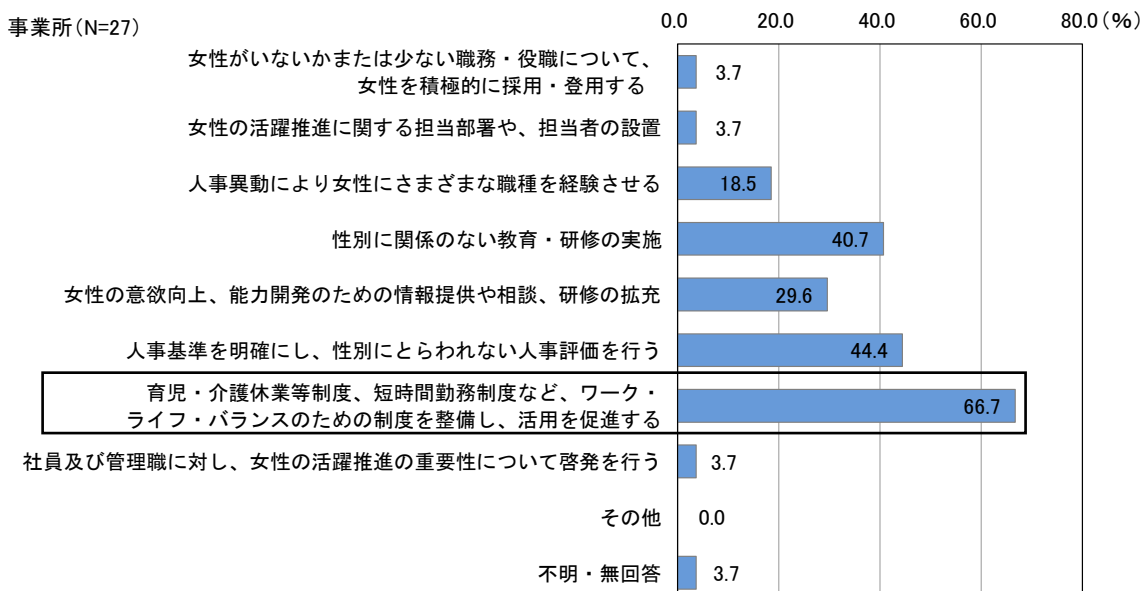
女性の就業状況についてみると、全体的な傾向としては、約8割の事業者から「従業員は男女の区別なくそれぞれ幅広い業務に従事している」という回答が得られたことから、性別により業務内容が限定されているような状況は少ないことが考えられます。一部、製造業等においては、「女性は事務職や検品等の細かな作業に従事する機会が多い」といった回答があり、女性の割合が高い部署と低い部署が決まっているといった特徴がみられました。

女性活躍推進にあたっては、「育児・介護休業等制度、短時間勤務制度など、ワーク・ライフ・バランスのための制度を整備し、活用を促進する」という回答が多い（図 2-4-1）一方で、促進する際の課題としては、「子育てや介護など、家庭的責任を考慮する必要がある」「女性は昇進・昇格を望まず、仕事に消極的である」という声もみられ、活躍促進にあたっては、制度のみならず、従業員の意識等も重要な要素であることがわかりました。さらに、男性による育児休業の取得については実績がみられず、介護休業の取得は男女ともにあまり進んでいないことがわかりました。また、休業制度の導入にあたっては、事業所の規模によっては休業中に代替人員を確保するのが難しい場合があるなど、対応が困難である現状もうかがえました。

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けては、各事業者で、それぞれの業種や規模に合わせた取り組みが進められており、経営者（リーダー）の想いや考え方が大きな影響をもっていることもわかりました。事業者からの要望として、行政からの事業主や管理職に対する情報提供や研修実施を求める声も挙げられています。今後は、よりよい就業環境の整備と一人ひとりが活躍できる社会の実現を目指し、事業者と行政とが互いに連携を進めていくことが重要です。

図 2-4-1

■ 女性従業員の活躍推進にあたって、どのようなことに取り組んでいますか。（複数回答）





## 5 計画の重要課題

南あわじ市の男女共同参画の現状を踏まえ、重要となる課題を以下のとおり4つにまとめました。

### 1) それぞれの考え方が尊重される社会の実現に向けた互いの理解促進

市民一人ひとりが、性別にかかわらず自分らしく過ごすことができる社会を目指すために、より一層互いを理解し合うことが重要です。また、少子高齢化が進む社会であっても、幅広い年齢層の市民が、男女共同参画に対する理解を深め、一人ひとりが活躍する社会をともに目指すことができるよう、普及・啓発を行うことが重要です。

### 2) 家庭・地域・職場等における活躍の促進

家庭・地域・職場等のあらゆる場面において、男女がともに協力し、社会支援のもとに、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と、地域活動や職業生活における活動等を両立できるようにすることが必要です。

### 3) 希望する働き方が叶う環境づくり

男女の分け隔てなくすべての人が気持ちよく働くことができ、個々の希望する働き方が可能な限り実現できるよう、各種制度の理解・利用促進を含む職場環境整備と、職場において互いを認め合い、理解し合うことが求められます。

また、今後とも主力産業である農業に女性の力を活かすことができるよう、女性が働きやすい環境整備に向けて取り組みを強化していくことが重要です。

### 4) 安心していきいきと暮らせる社会づくり

すべての人々がいきいきと安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて、サポート体制の充実やセーフティネットの構築を行っていくことが重要です。

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

南あわじ市ではこれまで、誰もが「夢」をいただき、「思いやり」をはぐくみながら、「笑顔」あふれるまちづくりを進め、市民一人ひとりが自立した人間として、性別による差別を受けることなく、個性と能力が十分に発揮される平等な社会を目指し、男女共同参画を進めてきました。

本計画では、この第1次計画の考え方を継承しつつ、より一層、男女が性別にかかわらず希望をもつことができ、あらゆる場面で自分らしく活躍し、輝くことができるまちの実現を目指して、以下の基本理念を掲げます。

第2次南あわじ市男女共同参画計画 基本理念

### 男女がともに希望をもち 自分らしく活躍できるまち

男女が互いに尊重し合い、あらゆる分野の活動に自らの意思と希望をもって参加し、自分らしく主体的にかかわり、活躍できるような社会では、市民一人ひとりのみならず、まち全体にも活気があふれます。

男女がともに希望をもって自分らしく活躍するためには、家庭や職場等の身近な場や地域・行政など、周囲からの理解や支援を欠かすことはできません。それらの主体がそれぞれの役割を認識し、男女共同参画に向けた意識向上と積極的な取り組みを進めていくことが重要です。

南あわじ市が目指すこの基本理念の実現に向けて、互いに尊重し合い、連携しながら、本計画を推進します。



## 2 基本目標

南あわじ市の現状や重要課題を踏まえ、本計画の基本目標を下記のとおり掲げます。

### 1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

家庭・地域・職場等における、あらゆる機会を通じた啓発や、男女共同参画の視点に立った学校教育の充実に取り組み、市民、事業者、団体等との連携、協働によりまち全体が一体となり男女共同参画社会の実現に取り組む基盤づくりを進めます。また、幅広い年齢層の市民に対して男女共同参画の理解を深めるための取り組みを実施します。

### 2) あらゆる場面において男女が活躍する社会づくり

すべての市民が性別にかかわらず、自らの意思に基づいて、生き方や働き方を選択することができ、就職・結婚・出産等のライフステージの各段階において個性と能力を十分に発揮できるように支援する必要があります。また、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、女性の視点が活かされる取り組みを推進することで、多様性に富んだ豊かで活力ある社会を目指します。

### 3) 仕事と生活の調和が図れる環境づくり

男女の分け隔てなく、仕事や家庭生活、家事、育児、介護等のさまざまな場面でそれぞれの力を発揮できるよう、これまでの通念や慣行、価値観を見直し、意識改革と制度整備の取り組みを進めます。また、仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した職業生活その他の社会生活、家庭生活を送ることができる環境を目指します。

### 4) 安心して暮らせる社会づくり

ドメスティック・バイオレンス（DV）\*<sup>9</sup>や各種ハラスメント\*<sup>10</sup>など、あらゆる暴力を根絶し、人権侵害を許さない環境整備を進め、市民一人ひとりがともに尊重し合い、自分らしく暮らせる基盤づくりを進めます。また、生涯にわたり心身ともに健康でいられるよう支援を充実し、健やかに安心して暮らせる社会を目指します。

---

#### \*<sup>9</sup> ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や恋人など親密な関係にある男女（パートナー）間において加えられる身体的・精神的・性的・経済的な暴力などをいい、女性が被害者の場合が多い。物理的な暴力だけでなく、脅し、無視、言動の制限、強制、苦痛などを与えることも含まれる。

#### \*<sup>10</sup> ハラスメント

いろいろな場面での嫌がらせやいじめのことをいい、その種類はさまざま、主なものに「セクシャル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」などがある。他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す。

### 3 計画の体系

#### 基本理念

### 男女がともに希望をもち 自分らしく活躍できるまち

基本目標	基本施策	施策
<b>基本目標 1</b> 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	(1) 男女共同参画に関心をもち、意識を育てよう	①男女共同参画について学ぶ機会の提供 ②男女共同参画推進のための情報の収集と提供
	(2) 教育を通じて学習・理解を進めよう	①男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 ②学校現場における男女共同参画の推進
<b>基本目標 2</b> あらゆる場面において男女が活躍する社会づくり	(1) 政策・方針決定過程へ女性の意見を積極的に取り入れよう	①審議会等への女性登用の促進 ②庁内における男女共同参画の徹底
	(2) 男女がともに活躍できる家庭・地域・職場をつくろう	①男女共同参画による地域活動の推進 ②さまざまなチャレンジができる基盤づくり
	(3) 防災・復興体制の確立に向けてみんなで議論を進めよう	①防災意識の醸成 ②防災対策等における男女共同参画の推進
<b>基本目標 3</b> 仕事と生活の調和が図れる環境づくり	(1) 労働慣行を見直し、男女がともに働きやすい環境をつくろう	①男女がともに働きやすい就労環境の整備 ②多様な保育サービスの充実 ③介護サービスの充実と質の向上
	(2) ワーク・ライフ・バランスの普及・促進を進めよう	①家庭における意識の醸成 ②ワーク・ライフ・バランスの意義の普及・啓発 ③ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業への働きかけ
	(3) 農畜水産業等の第1次産業における男女共同参画を進めよう	①第1次産業における女性の活躍推進に向けた取り組みの充実
<b>基本目標 4</b> 安心して暮らせる社会づくり	(1) すべての人が安心して暮らせる環境をつくろう	①個々の状況に応じた適切な相談支援体制の充実 ②ひとり親家庭への支援の充実 ③多様な生き方に対する尊重と理解の促進に向けた取り組みの充実
	(2) 暴力根絶と人権の尊重のための取り組みを進めよう	①DV防止対策の推進 ②ハラスメント防止に向けた取り組みの推進 ③DVに関する相談支援の充実
	(3) 生涯にわたって健康な生活を送れるよう互いに理解しよう	①妊娠出産期・育児等における環境整備と支援の充実 ②生涯を通じた健康づくり支援

## 第4章 計画の内容

### 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

南あわじ市では、第1次計画において、人生を豊かに暮らすため「思いやりの社会」を築いていくことを基本に、男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな取り組みを進めてきました。

市民アンケート調査からは、女性が職業をもつことに対して肯定的な意見をもつ人が多く、固定的な「女性は家事・育児」といった考え方の人は少ないことがわかりました。一方で、「社会通念・慣習・しきたり等において男性の方が優遇されている」と感じている割合は、男性で62.0%、女性で69.3%とそれぞれ高くなっています。また、「家庭生活において男女が平等である」と感じている割合は、男性では27.5%、女性では16.2%と女性の方が低くなっており、女性の方が不平等感を感じていることがわかりました（図4-1-1）。このことから、男女共同参画を進めているなかであっても、依然として男性優位な状況や男性を重視する文化・状況が根強く残っていることがわかります。すべての人々がいきいきと自分らしく暮らすことができるように、男女共同参画に関する理解を深めていくことが重要です。

男女共同参画に関する言葉の認知度（「よく知っている」「少しは知っている」「聞いたことがある」の合計）については、「セクシュアル・ハラスメント\*<sup>11</sup>」や「育児・介護休業法\*<sup>12</sup>」「男女雇用機会均等法\*<sup>13</sup>」「ドメスティック・バイオレンス（DV）」は80%を超えていますが、「ワーク・ライフ・バランス\*<sup>14</sup>」は50.5%、「ポジティブ・アクション\*<sup>15</sup>」等は42.2%と約半数に留まっています（図4-1-2）。今後も、これらの男女共同参画に関する言葉の認知度を上げていくとともに、市民がそれぞれの概念や意義を深く理解し、男女共同参画推進の取り組みにつながるよう、小・中学校等の教育現場や、広告等のメディアを通じて、普及・啓発の取り組みを進めていくことが重要です。

#### \*<sup>11</sup> セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こり得るものである、と定義されている。

#### \*<sup>12</sup> 育児・介護休業法

育児または家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて我が国の経済及び社会の発展に資することを目的とした法律。

#### \*<sup>13</sup> 男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女差別を解消することを目的とし、1.採用・昇進・定年などにおける差別的取扱いの禁止、2.セクシャル・ハラスメント防止のための雇用管理上の配慮措置、3.妊娠中もしくは出産後の女性に対する使用者の健康配慮措置などを内容とした法律。

#### \*<sup>14</sup> ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスが実現した社会は、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会、とされる。

#### \*<sup>15</sup> ポジティブ・アクション

男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供すること。

図 4-1-1

■家庭生活における男女の地位について、どのように感じますか。(ひとつに○)

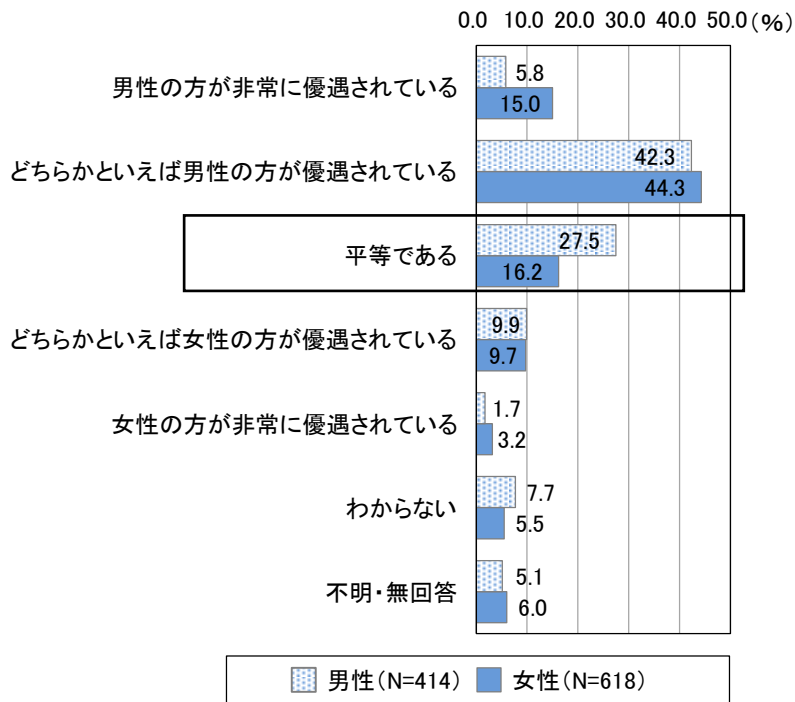
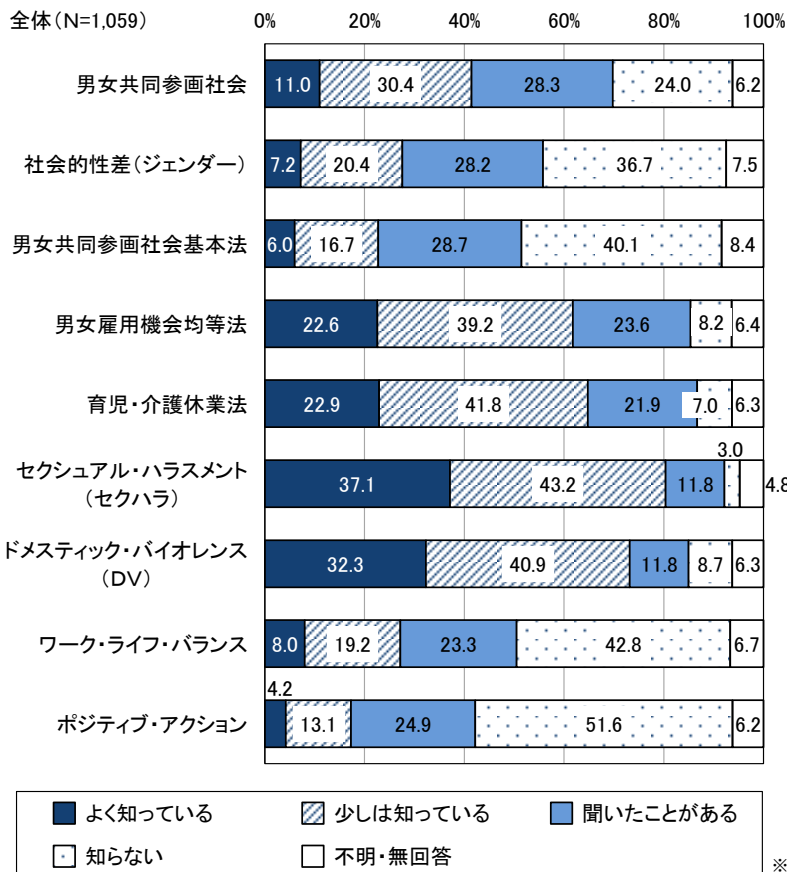


図 4-1-2

■男女共同参画に関する言葉の認知度について



【参考：県調査結果との比較】

項目	南あわじ市	県(H26)
男女共同参画社会基本法	51.4%	56.2%
男女雇用機会均等法	85.4%	89.3%
育児・介護休業法	86.6%	64.1%
セクシュアル・ハラスメント	92.1%	84.2%
ドメスティック・バイオレンス	85.0%	80.5%
ワーク・ライフ・バランス	50.5%	42.6%
ポジティブ・アクション	42.2%	12.8%

\*それぞれ「よく知っている」「少しは知っている」「聞いたことがある」の合計。



## 基本施策(1) 男女共同参画に関心を持ち、意識を育てよう

男女がともに自分らしく過ごすことができる社会の実現を目指し、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画についてより正しく理解されるよう、さまざまな学習機会の企画・提供と、あらゆる立場の人々が参加できるための情報周知・啓発に努めます。

また、広報紙やホームページ等のさまざまな媒体を活用して、男女共同参画の必要性や重要性について、周知・啓発を行います。

### 目標値

	平成 29(2017)年度 現状値	平成 34(2022)年度 目標値
フォーラム・講演会の開催回数	0回	2回

### 施策

#### ①男女共同参画について学ぶ機会の提供

市民が男女共同参画について学ぶことができる機会を提供します。

事業・取り組み	事業の概要	担当課
フォーラムや講演会の開催を通じた意識づくり	男女共同参画に関するフォーラムや講演会を開催し、市民の男女共同参画への理解を深めるとともに、意識醸成を図ります。	ふるさと創生課
人権学習会を通じた意識づくり	さまざまな人権学習会を開催し、市民の人権意識の醸成を図ります。	社会教育課



②男女共同参画推進のための情報の収集と提供		
市民が男女共同参画について身近に触れる機会を増やすための情報収集に取り組むとともに、男女共同参画の重要性や必要性について広報・啓発を行います。		
事業・取り組み	事業の概要	担当課
男女共同参画に関する広報・啓発	広報紙・ホームページ等を活用し、男女共同参画に関するさまざまな情報を積極的に発信します。	ふるさと創生課
各種講座・研修に関する情報提供	国や県が実施する各種講座・研修への参加促進を図るため、広報紙・ホームページ等を活用し、積極的に情報提供を行います。	ふるさと創生課

平成 11 年に男女共同参画社会基本法が制定されて以来、国においては、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成を促進するため、各種広報啓発活動が展開されてきました。男女共同参画社会基本法制定 10 周年を迎えた平成 21 年には、男女共同参画のシンボルマークが作成されました。このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重し合い、ともに歩んでいけたらという願いが込められています。



▲男女共同参画に関するシンボルマーク



## 基本施策(2) 教育を通じて学習・理解を進めよう

市民の男女共同参画意識の醸成にあたっては、子どものころからの教育・学習が大きな役割を果たすと考えられるため、学校運営や学級づくりにおいては、男女が対等の立場で扱われるよう配慮します。生徒指導においては、一人ひとりの個性と能力を活かすため、小学校から中学校までを見通した一貫性したキャリア教育\*<sup>16</sup>を進めることができるよう努めます。

さらに、男女共同参画の視点に立った教育を実践できるよう、教職員等を対象にした研修を実施します。

### 目標値

	平成 29(2017)年度 現状値	平成 34(2022)年度 目標値
教職員等を対象に男女共同参画に関する研修を行った学校数	15 校	22 校

### 施策

#### ①男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

子どものころから男女共同参画への理解を深めるため、教育の場において男女共同参画の視点に立った学習機会を提供します。

事業・取り組み	事業の概要	担当課
男女共同参画の視点に立った学校教育の実施	児童生徒一人ひとりが個性や能力を活かし、多様な可能性のなかから、自らの進路を主体的に選択できる力を身につけられるよう、男女共同参画の視点に立った授業や行事等を行い、児童生徒のキャリア形成を進めます。	学校教育課

#### ②学校現場における男女共同参画の推進

教職員等に対し、男女共同参画について理解を深めるための研修・啓発を実施します。

事業・取り組み	事業の概要	担当課
教職員等の男女共同参画に関する意識づくり	子どもへの人権尊重や男女共同参画の教育・学習指導を効果的なものとし、幼少期からの意識づくりを促進するため、教職員向けの研修等を実施します。	学校教育課 社会教育課

#### \*<sup>16</sup> キャリア教育

キャリア教育は、平成 23 年 1 月中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」において、『一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育』と定義されている。

## 2 あらゆる場面において男女が活躍する社会づくり

南あわじ市においては、政策・方針決定の場への女性の参画促進のため、審議会等への女性登用率向上に向けて取り組みを進めていたものの、現在の女性委員割合は平成 29（2017）年度において 20.3%となっており、県の割合（33.2%）と比較して、10ポイント以上低く推移しています。今後は、より一層庁内における意識を高めていくとともに、審議会等へ選出される各種団体においても、女性代表者の登用が積極的に行われることが求められます。また、市役所内においては、職員の女性リーダー育成研修への派遣を実施し、女性管理職は増加傾向となっており、平成 29（2017）年度において 11.9%となっていますが、県内市町平均（15.7%）と比較すると低い状況となっています。

市民アンケート調査では、政治や行政の場における女性の参画が少ない要因として、「女性の参画を積極的に進めよう意識している人が少ない」ことや「女性の積極性が十分でない」こと等が挙げられました（図 4-2-1）。また、南あわじ市のまちづくりや行政に女性の意見が反映されているかについては「わからない」と回答する方が約半数いる（図 4-2-2）ため、今後は、政治や行政におけるさまざまな場面において、多様なニーズや視点を取り入れる機会を設けるとともに、その機会について周知していくことが求められます。さらに、管理職就任の意向がある女性に対しては、積極的な支援を行っていくことが重要です。

家庭における男女共同参画については、男性の参画推進を図る観点から、父親の子育て参加促進に関するイベントの実施、男性のいずみ会（食生活改善推進員）入会及びリーダー養成講座受講の啓発、介護協力等に関する研修会開催等の取り組みを行ってきました。今後は、男性がより積極的にそれらのイベントに参加できるような手立てが求められます。

地域においては、「地域づくり協議会」の設立・活動が進められていますが、女性の参加が少ないため、女性自身が互いに声をかけ合って積極的に参加できるような工夫が必要です。

職場における男女共同参画については、市民アンケート調査からは、「機会が与えられれば指導的立場や管理職に就きたい」という女性の声もみられる（図 4-2-3）ことから、新たな仕事や取り組みに挑戦したいと考える方に対して、積極的に支援を行っていくことが重要です。

地域防災における男女共同参画については、消防団への女性の入団を促進するなど、女性団員の確保に取り組んできました。また、地域防災計画策定時には、男女共同参画の視点から女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等に配慮し取り組んできました。一方で、防災会議における女性委員割合については、平成 29（2017）年度において 8.6%と、平成 26（2014）年度における国（12.2%）や県（11.1%）と比較して低くなっているため、さらなる取り組みの推進が求められます。

図 4-2-1

■政治や行政の場において、政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由は何だと思いませんか。  
(あてはまるものすべてに○)

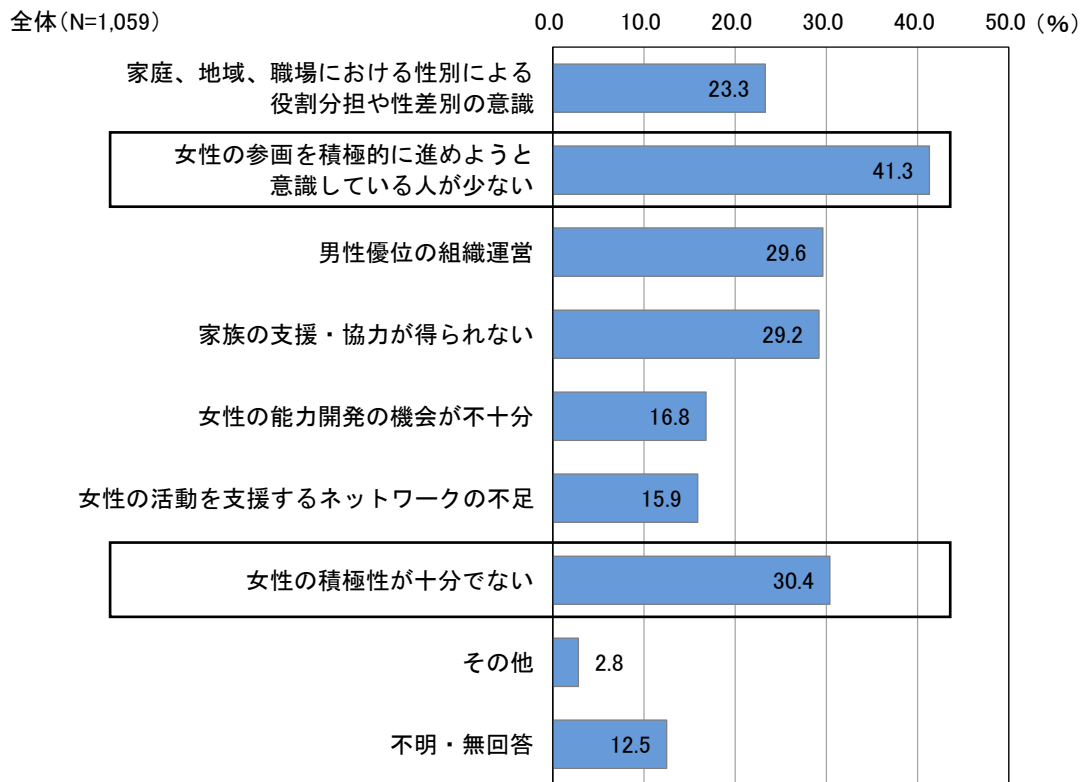


図 4-2-2

■南あわじ市のまちづくりや行政には、女性の意見が反映されていると思いませんか。(ひとつに○)

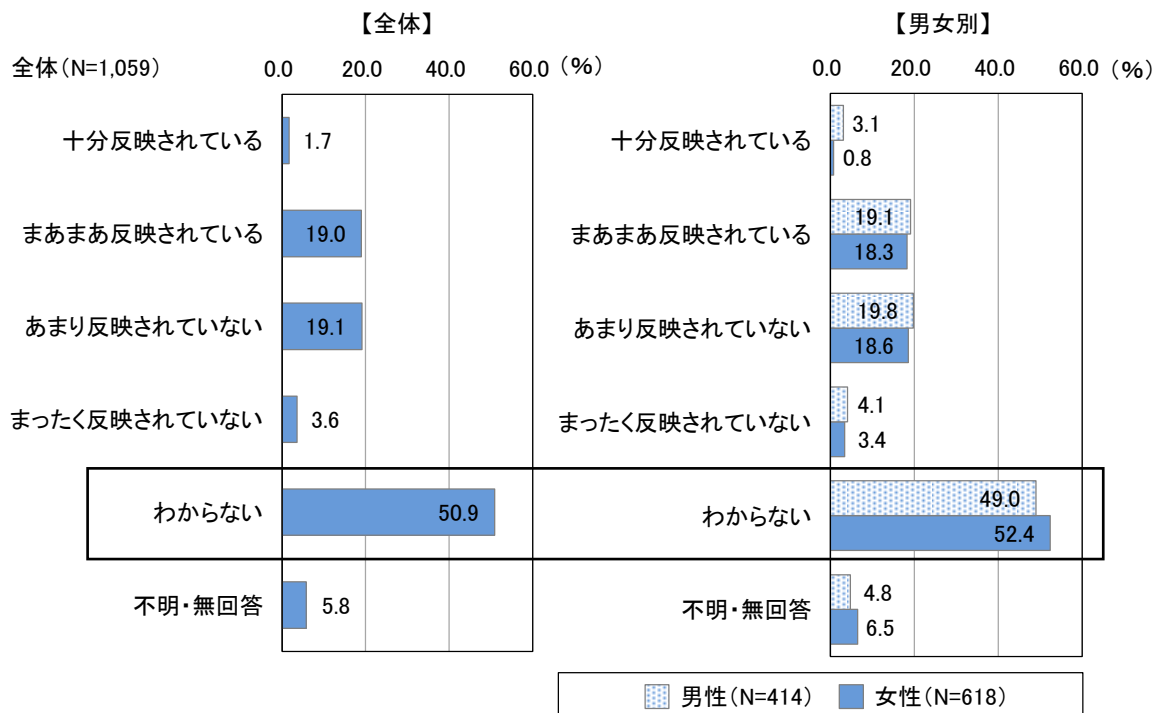
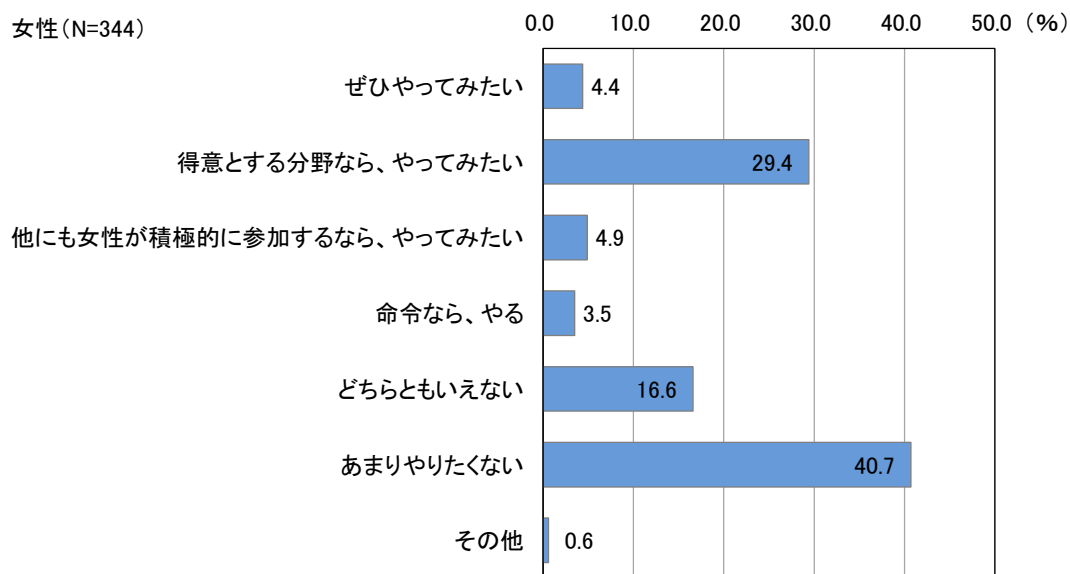
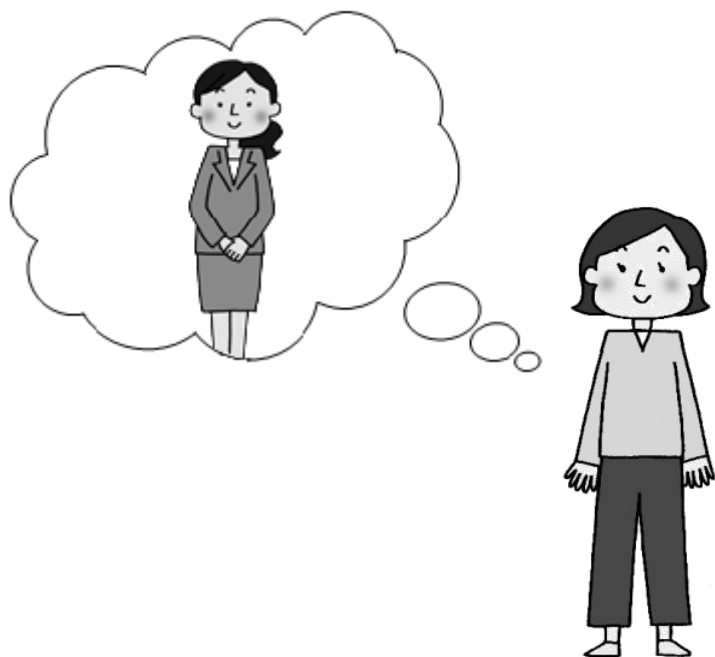


図 4-2-3

■ <女性のみ>あなたは、機会が与えられれば、指導的立場や管理職につきますか。(ひとつに○)



※不明・無回答を除いて集計しています。



## 基本施策(1) 政策・方針決定過程へ女性の意見を積極的に取り入れよう

政策・方針決定過程に女性の意見を幅広く反映させるための手法のひとつとして、審議会等への女性の積極的な登用が挙げられます。引き続き、この登用率向上に向けて取り組みを進めるとともに、さまざまな手法により政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、女性の視点が活かされる取り組みを進めます。

また、男女共同参画・女性活躍に行政が率先して取り組むため、庁内の意識改革、啓発活動のさらなる推進を図ります。

### 目標値

	平成 29(2017)年度 現状値	平成 34(2022)年度 目標値
審議会等への女性委員の登用率	20.3%	30.0%

### 施策

#### ①審議会等への女性登用の促進

審議会等に女性を登用することを全庁的に取り組むため、各課におけるそれぞれの委員への女性の登用を推進します。

事業・取り組み	事業の概要	担当課
審議会等への女性の積極的な登用	市の審議会等への女性委員の登用率については 30.0%を目標とし、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。また、委員の新設、改選時の事前協議により、女性委員の登用を促進します。	ふるさと創生課

#### ②庁内における男女共同参画の徹底

市役所が男女共同参画の推進を率先して行うことができるよう、職員に対するセミナーや研修への参加を促し、意識啓発を図るとともに、職場環境の整備・改善に取り組めます。

事業・取り組み	事業の概要	担当課
管理職への登用に必要な能力・意識をもつ女性リーダーの育成	市の職員においては、管理職への登用に必要な能力・意識をもつ女性リーダーの育成を図り、女性の幹部登用を推進します。管理職の対象となる女性職員を女性リーダー育成研修へ派遣し、幹部登用に向けて、さらなる意欲の向上を図ります。	総務課

## 基本施策(2) 男女がともに活躍できる家庭・地域・職場をつくろう

家庭・地域・職場等のあらゆる場面において、男女がともに協力し、社会の支援のもとに、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と、地域活動や職業生活における活動等を両立できるようにすることが必要です。また、固定的な性別役割分担意識や習慣が、地域社会や職業生活等のさまざまな活動において支障とならないよう、これらを見直すための地域における活動や取り組みを推進します。

地域においては、男女がともに自主的に活動できるよう、性別にかかわらず参画できる環境づくりを促し、その中心となる委員に女性を登用することにより、さまざまな取り組みに女性の意見を反映し、地域住民の意見をより幅広く取り入れた事業を行います。

職業生活においては、性別にかかわらず、指導的な立場や管理職として働くことができるような環境づくりと、新たなチャレンジを積極的に支援できるような体制づくりを行います。

### 目標値

	平成 29(2017)年度 現状値	平成 34(2022)年度 目標値
地域づくり協議会の女性割合 (部会委員を含む)	18%	30%
自主防災組織活動への 女性参加割合	30%	40%

### 施策

#### ①男女共同参画による地域活動の推進

市民の主体的な男女共同参画に関する活動を支援するとともに、地域において男女がともに活動に参画できるよう情報提供等を行います。

事業・取り組み	事業の概要	担当課
地域の女性参画事業への支援	地域の女性の社会参画を促すための学習や市民活動を支援する自治会、地域の女性団体が自主的に実践する事業に対し、南あわじ市地域女性団体活動補助金を交付します。	社会教育課
21地区における地域づくり事業への女性参画の促進	地域づくり協議会等の各種会議において、女性参画の意義を説明するとともに、参加者に男女共同参画の重要性を認識してもらえよう促します。	市民協働課
自主防災組織活動への女性参画の推進	地域での防災活動に女性の参画を働きかけるとともに、男女のニーズの違い等を把握し、防災マニュアルに活かします。また、地域における防災活動の主体となる自主防災組織が実施する防災訓練、防災視察研修等への女性参画を推進します。	危機管理課



事業・取り組み	事業の概要	担当課
地域づくりへの女性参画の促進	三世代交流活動や、老人クラブ活動をはじめとするさまざまな地域活動において、女性の意見を積極的に取り入れます。また、高齢者の活躍の場を広報等で紹介することで、高齢者の生きがいにつなげるとともに、地域づくりの意識を高めます。	長寿福祉課
障害者福祉施設運営委員会の開催を通じた女性の参画	障害者福祉施設運営委員について、その役割に対する理解を深めたいと、女性委員のさらなる登用を進めるとともに、企画・方針決定に係る運営委員会において、女性委員の意見を積極的に反映していきます。	福祉課

## ②さまざまなチャレンジができる基盤づくり

地域活動や職業生活の場におけるリーダーの育成や、就労や起業等の新たな挑戦に向けた情報収集や支援体制を充実します。

事業・取り組み	事業の概要	担当課
就職希望者への情報提供の充実	ハローワーク等の関係機関と連携を図り、就職希望者を対象に、雇用や労働に関する情報や、必要なサービスを提供します。	商工観光課
若者の就労に関する支援	島内企業の若者労働力の確保及び若者の地域定着のため、島内企業と就職希望者とのマッチングを図ります。また、県や関係機関と連携し、雇用や労働に関する相談会の開催や情報の周知を行います。	商工観光課
起業に関する情報提供の充実	市民が起業について関心を高めることができるよう、また、起業を考えている人が必要な情報を得られるよう、国・県・商工会をはじめとする関係機関からの情報を提供します。	商工観光課
起業に関する支援	起業希望者を対象に、必要な知識習得のための個別相談やセミナーを実施するとともに、関係機関と連携し、起業支援を行います。	商工観光課
女性の新しいチャレンジの推進	再就職や起業、地域活動など新たなチャレンジを目指す女性や、今後の自らの働き方、ライフプランについて考えたい女性を対象に、関係機関と連携し、キャリアコンサルタント等の資格をもつ相談員との個別相談会の場を提供します。	ふるさと創生課

### 基本施策(3) 防災・復興体制の確立に向けてみんなで議論を進めよう

災害時に性別にかかわらず市民が協力し合うためには、平時から男女双方の視点を取り入れた防災意識の向上を図ることが重要です。これまで進められてきた地域活動・防災についての取り組みをより一層推進するため、計画的な体制整備を行い、さらなる啓発推進や意識醸成を図ります。

災害時における避難所運営の際に、子どもや女性に対する配慮が欠如することのないよう、防災分野における女性の参画促進を図り、男女のニーズの違いを踏まえた支援のあり方等を検討します。

#### 目標値

	平成 29(2017)年度 現状値	平成 34(2022)年度 目標値
総合防災訓練の訓練内容を検討する全会議のうち、女性の意見を取り入れた(会議出席・口頭・書面等)会議の割合	67%	100%

#### 施策

##### ①防災意識の醸成

災害時に発生しうる状況等について事前に学ぶ機会を設けるなど、性別にかかわらず市民が協力し合うための意識づくりを進めます。

事業・取り組み	事業の概要	担当課
防災学習を通じた意識づくり	自治会・自主防災組織等を対象とした防災学習会等を通じて、防災のために男女双方の視点を取り入れることへの理解を深めます。	危機管理課

##### ②防災対策等における男女共同参画の推進

防災の現場における男女共同参画の推進に向けて、消防団への女性参画など、消防団活動を多様化することにより、避難所運営や備蓄品の管理など、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の充実に取り組みます。

事業・取り組み	事業の概要	担当課
消防団活動への女性参画の推進	女性消防団員による女性ならではの方法で火災予防の啓発や普通救命講習を行います。また、大規模災害発生時の避難所運営や炊出しに備え、実働訓練を実施します。	危機管理課
総合防災訓練の訓練内容検討への女性参画の推進	子どもからお年寄りまで、一人ひとりが災害時に取るべき行動を身につけるため、男女双方の視点から訓練内容を検討します。総合防災訓練の訓練内容を検討する会議においても、女性の意見を取り入れます。	危機管理課



### 3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり

南あわじ市の就業環境にかかわる特徴として、職業をもつ人のなかで「自営業主」や「家族従事者」が多いことが挙げられます。これは、南あわじ市が男女ともに第1次産業従事者割合が高く、県と比較して約10倍となっており、農業従事者が多いことが特徴であることと密に関係していると考えられます。また、女性の労働力率は20歳以降高くなっており、M字カーブもゆるやかであるため、子育て期にも退職・離職せずに継続して働いている女性が多いといえます。

全国的に女性活躍の推進が求められているなかで、市民アンケート調査をみると、女性活躍を促進するために必要なこととして、男女ともに「育児・介護との両立に職場の支援制度が整っていること」「上司・同僚が、女性が働くことに理解があること」を多く挙げています（図4-3-1）。また、家庭や社会等から必要な支援としては、57.8%の女性が「男性の積極的な家事・育児・介護参加」を挙げています（図4-3-2）。女性が活躍できるまちを実現するためには、職場における理解と、家庭生活における男性側の理解促進がより一層求められます。

事業者調査においては、女性が活躍することによるメリットとして、多様な視点を企業がもつことで多方面からのニーズに応えられるようになることや、職場風土の改善で組織が活性化されること等が挙げられています。一方で、女性を雇用することや女性が活躍するうえでの課題や問題点として、子育てや介護との両立の難しさ等が挙げられました。育児休業制度については、多くの子育て世代の女性が取得していることがわかりましたが、男性の育児休業の取得については実績がみられませんでした。介護休業制度については、その活用があまり進んでいない現状がみられましたが、今後、制度利用を必要とする従業員が増えてくることを見越して、「制度の整備・利用のしやすさに配慮をしていく必要がある」という声も挙げられました。

ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みについては、事業所の規模、経営者やリーダーが掲げる理念等によって、その推進方法や状況が異なることがわかりました。比較的大規模な事業所においては、時間外勤務時の事前申請の徹底管理、定時外の打ち合わせ廃止、ノー残業デーの推進、子育て世帯の時短勤務の推進など、制度を確立しながら、取り組みが積極的に進められていることがわかりました。一方で、比較的小規模な事業所においては、個別の事案が出てきたから、従業員とリーダーとが相談し合いながら個々に合った対応を模索していることがうかがえました。小規模事業所にとって、「ワーク・ライフ・バランスの推進は難しい」という声もみられ、その理由として「育児・介護休業などを導入した場合の代替要員の確保ができない」などが挙げられました。

これらを踏まえ、南あわじ市の就労環境・状況等の特徴をとらえた施策を検討するとともに、従業員と事業者とが互いに歩み寄り、互いにとってよりよい職場づくり・環境づくりを進めていくことが求められます。

図 4-3-1

■ 職業・職場を女性が活躍できる環境にするために、あなたは何かが必要だと思いませんか。(あてはまるものすべてに○)

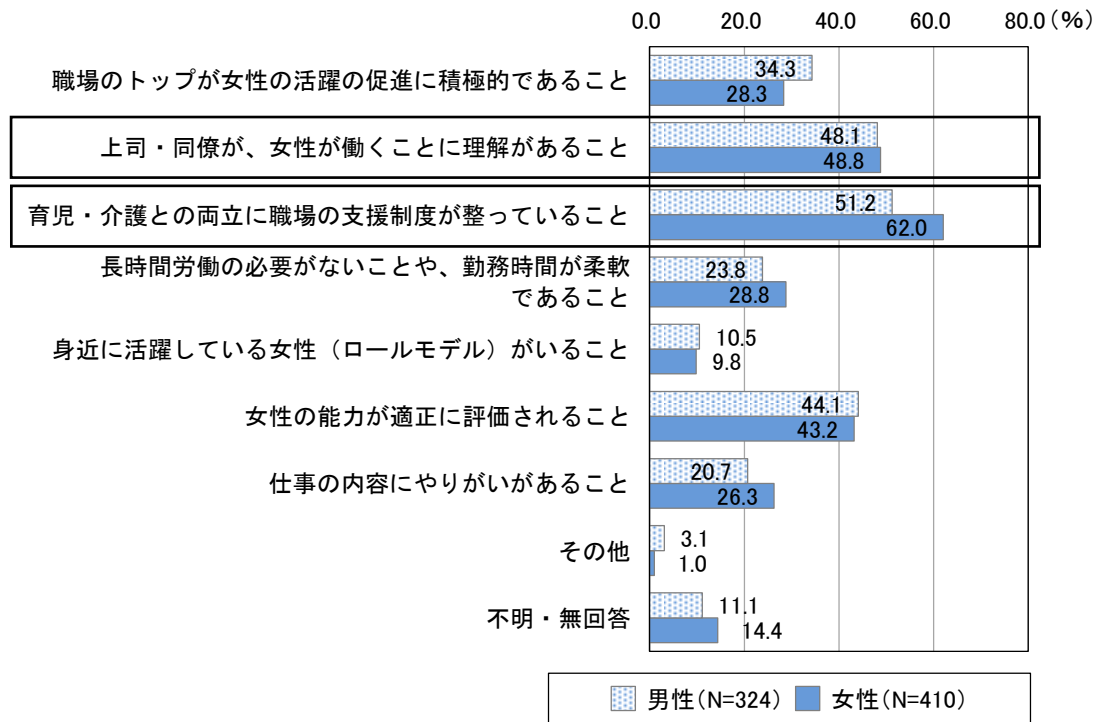
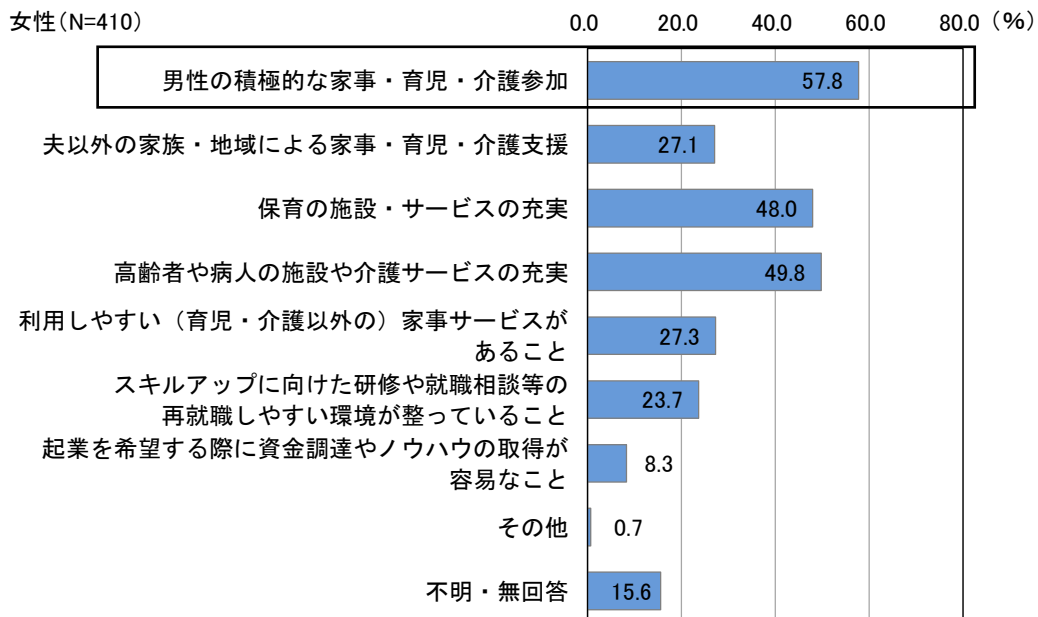


図 4-3-2

■ <女性のみ> 女性の活躍を促進させるためには、家族や社会等からどのような支援が必要だと思いませんか。(あてはまるものすべてに○)



## 基本施策(1) 労働慣行を見直し、男女がともに働きやすい環境をつくらう

男女の均等な就労機会と待遇が確保されるよう、情報や学習機会の提供、相談体制の充実等を行い、あらゆる職域における男女共同参画を推進します。

また、育児・介護中の市民が抱える負担が軽減できるよう、各種サービスの充実や支援制度の確立を図るとともに、情報の周知・啓発に努めます。

### 目標値

	平成 29(2017)年度 現状値	平成 34(2022)年度 目標値
配偶者出産休暇と男性育児参加休暇を合わせて3日以上取得した対象者の割合	0%	50%

### 施策

#### ①男女がともに働きやすい就労環境の整備

男女がともに、職場においても、対等な労働条件のもとで働き、生活することができるよう、制度の周知・啓発を進めます。

事業・取り組み	事業の概要	担当課
雇用の場における男女平等な機会と待遇の確保に向けた啓発	働く場における男女の均等な機会と待遇を確保するため、市民や事業者を対象に、労働に関する法制度の周知を図るとともに、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。	商工観光課
男性の育児休暇等の取得推進	庁内において、男性職員が育児や介護等に積極的に参画できるよう、妻の出産休暇、男性の育児休暇、介護休暇等の制度周知を行い、男性の休暇取得を促し、家庭生活に協力する機会の確保を図ります。	総務課



②多様な保育サービスの充実		
男女がともに子育てをしながら働き続けることができるよう、保育サービスの充実に取り組みます。		
事業・取り組み	事業の概要	担当課
多様な保育サービスの充実	さまざまな働き方を支える保育ニーズに対応するため、延長保育・一時保育・放課後児童保育など、安心して子どもを預けることのできる環境づくりに取り組みます。	子育て支援課
利用ニーズに応じた学童保育サービスの提供	保護者が安心して働くことができる環境を確保するため、学童保育を開設し、留守家庭児童* <sup>17</sup> の保護及び健全な育成を図ります。	体育青少年課

③介護サービスの充実と質の向上		
男女がともに介護をしながら働き続けることができるよう、介護者の負担軽減に取り組みます。		
事業・取り組み	事業の概要	担当課
介護予防事業の実施	高齢者自身が、介護予防に対する知識をもち、生活習慣を身につけられるよう「いきいき百歳体操」「かみかみ百歳体操」といった介護予防事業を実施するとともに、サポーター育成に向けた取り組みを推進します。	長寿福祉課
介護サービスの充実	男女がともに、仕事と介護を両立することができるよう、地域で支える介護サービスの仕組みづくりを進めるとともに、関係機関等と連携し、地域で介護活動を実施するボランティアの推進に取り組みます。	長寿福祉課
介護に関する情報提供と相談機能の充実	男女がともに、仕事と介護を両立することができるよう、介護や高齢者に関する相談窓口の周知を図るとともに、地域包括支援センター等と連携を図り、市民にとって身近な場所での相談体制の充実を図ります。	長寿福祉課



\*<sup>17</sup> 留守家庭児童

就労等により昼間、家庭に保護者がいない児童のことをいう。

## 基本施策(2) ワーク・ライフ・バランスの普及・促進を進めよう

男女がともに希望するバランスで仕事と家庭生活との両立が実現されるよう、市民のワーク・ライフ・バランスへの意識醸成を図るとともに、事業者と連携し、市民が働きやすい職場環境づくりに向けた情報共有・情報提供を行います。

また、男性が積極的に育児や介護を行うことによって、女性の家事・育児等の負担が軽減され、女性の社会参加の機会を増やすことにもつながるよう、職業生活と家庭生活の双方における男女の協力体制を促します。

### 目標値

	平成 29(2017)年度 現状値	平成 34(2022)年度 目標値
南あわじっ子食育チャレンジアンケート 実施校の増加	11 校	16 校 (全小学校 2～6 年生実施)
1歳6か月児のいる家庭で積極的に 育児をしている父親の割合	55%	60%

### 施策

#### ①家庭における意識の醸成

家庭において男女がともに家事・育児・介護に取り組む意識をもつことができるよう、家庭での意識醸成に向けた啓発や講座を実施します。

事業・取り組み	事業の概要	担当課
男女が共同して家庭生活を行う意識づくり	南あわじっ子食育チャレンジを通じて、子どものころから、性別にかかわらず家庭生活に積極的に参画する意識づくりを図ります。また「男の料理教室」等の公民館講座を通じ、男性の家庭生活への参画促進による意識づくりを図ります。	健康課 中央公民館
男女が共同して育児を行う意識づくり	妊婦相談・育児相談などのさまざまな機会を通じ、父親が積極的に育児にかかわり男女が共同して育児を行うよう意識の向上を図るとともに、その支援体制の充実を図ります。また父親育児参加イベントを通じて、男女がともに協力し合い、子育てを行う意識の醸成を図ります。	健康課 ふるさと創生課
男性の介護への参加促進	性別によって介護負担に偏りが生じないよう、男性介護者の増加を促進するとともに、男性介護者に対し、相談・交流の場である家族会への参加を促し、介護に関する悩みの解消や負担軽減につなげます。	長寿福祉課
介護における男女共同参画の重要性や知識・技術を学習する機会の提供	男女がともに介護を担うことの重要性を知り、知識・技術を学習する機会として出前講座を実施するとともに、サポーターを対象に、ステップアップ研修を実施します。	長寿福祉課

②ワーク・ライフ・バランスの意義の普及・啓発		
ワーク・ライフ・バランスに対する市民の理解促進に向け、まずは市内におけるワーク・ライフ・バランスの概念と意義の普及・啓発に取り組みます。		
事業・取り組み	事業の概要	担当課
仕事と生活の調和を実現することの必要性についての啓発	毎週水曜日を「ノー残業デー」として定時退庁を促すとともに、職員へのワーク・ライフ・バランスの意義について啓発することにより、めりはりのある働き方に向けた動機付け・意識改革を図り、職員の仕事と生活の充実感を育みます。	総務課

③ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業への働きかけ		
男女がともに働きやすい労働環境を構築するため、短時間労働や育児・介護休業制度の活用促進や、企業に対するワーク・ライフ・バランスの理解促進に向けた働きかけを行います。		
事業・取り組み	事業の概要	担当課
ワーク・ライフ・バランスの周知徹底	男女がともに働きやすい労働環境を構築するため、国や県と連携して、市内事業者や雇用者等に対し、ワーク・ライフ・バランスの重要性について周知します。	商工観光課





### 基本施策(3) 農畜水産業等の第1次産業における男女共同参画を進めよう

南あわじ市の農業には女性の力が大きく寄与しており、これまでも、関係団体と連携して女性の農林漁業者・起業家の育成に努めてきました。しかしながら、農政にかかわる会議等は各種団体の代表者等によって構成されるため、男性中心に行われることが多く、女性の意見は届きにくい状況です。そのような意思決定の場に、女性の農業従事者が積極的に参画する機会を設けることによって、より一層女性の力を活かし、農業を盛り上げていく方法を検討・実践していくことが求められます。引き続き、農業をはじめとする第1次産業に女性の力を活かすことができるよう、男女がともに働きやすい環境整備に向けて市全体で取り組みます。

#### 目標値

	平成 29(2017)年度 現状値	平成 34(2022)年度 目標値
講師となる女性農業者数	延べ0人	延べ5人
女性の漁業就業者の人数	103人	118人

#### 施策

##### ①第1次産業における女性の活躍推進に向けた取り組みの充実

農業をはじめとする第1次産業全般のさらなる活性化に向けて、女性の力を活かした取り組みを推進します。

事業・取り組み	事業の概要	担当課
農政に関する会議等への参画による多様な意見の集約	農業活性化部会や人・農地プラン検討会など意見を集約する場において女性参画の枠を増やすことにより、農政の方向性に対して多様な女性の声が反映されるよう努めます。	農林振興課
女性農業者を対象とした講演会の開催による意識改革	県内で活躍する女性農業者による講演会等を通じ、新たなステージで活躍できる女性農業者の意識醸成を図ります。	農林振興課
吉備国際大学地域創成農学部生への講演等を通じたスキルアップ	女性が農業において重要な役割を果たしていることへの若者世代の理解を深めるため、吉備国際大学地域創成農学部生への講演等を開催します。また、女性農業者による講演等を開催し、女性農業者の地域社会への参画機会の拡大を図ります。	農林振興課
漁業における男女共同参画の推進	漁業協同組合等の関係団体と連携を図り、漁業協同組合の女性部の活動を支援することで、漁業経営への女性の参画を促進し、男女がともに助け合ういきいきとした漁業経営体を目指します。	水産振興課

## 4 安心して暮らせる社会づくり

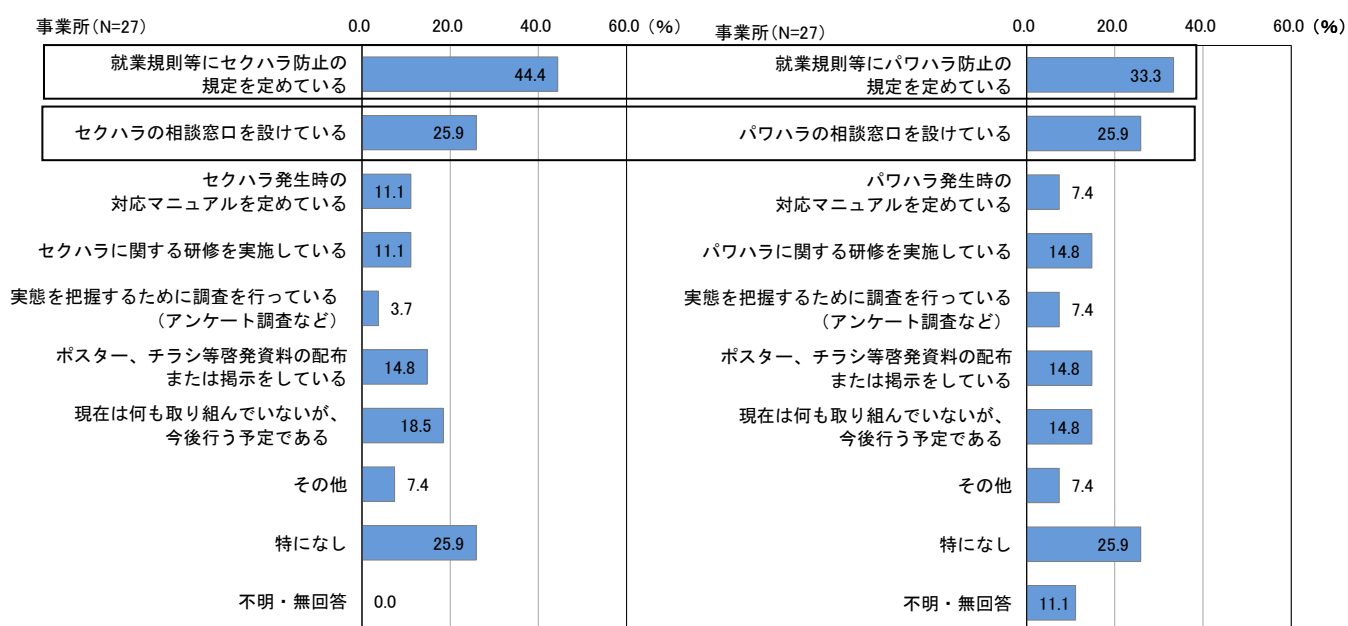
南あわじ市では、ひとり親家庭を支援する母子・父子自立支援員の配置をはじめ、それぞれに合った支援を必要とする人を対象とした各種事業を実施してきました。今後は、ひとり親家庭をはじめ、高齢者、障がい者、性的マイノリティ\*<sup>18</sup>の方々を含め、さまざまな状況に置かれた人々に対して、男女共同参画の観点からも支援していくことができるよう、引き続き関係課と連携しながら取り組みを進めていくことが重要です。

男女が安心して家庭生活・職業生活を送るためには、各種ハラスメント対策も重要です。ドメスティック・バイオレンスにかかる取り組みについては、市の「南あわじ市配偶者等暴力（DV）対策基本計画」との連携を図ります。セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント対策の取り組みについて、事業者調査をみると、「就業規則等に防止の規定を定めている」のはそれぞれ半分以上、「相談窓口を設けている」のはそれぞれ2割半ばとなっています（図4-4-1）。今後も、関係課や相談窓口、事業者との連携のもと、情報提供・情報共有を進めていくことが重要です。

市民アンケート調査では、男女共同参画を推進していくために南あわじ市に必要なこととして、約半数が「女性が安心して妊娠や出産、子育てができる環境の整備」と回答しており（p.11、図2-3-2）、女性や子どもの健康にかかわる取り組みについて、充実した公的支援が求められています。男女がともに生涯にわたって健やかに過ごすことができる社会づくりを推進するため、男女によって異なるニーズや考え方、ライフステージに応じた取り組みや事業について引き続き検討し、実施していくことが重要です。

図 4-4-1

■ 貴事業所で取り組んでいるセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）対策は何ですか。（あてはまるものすべてに○）  
 ■ 貴事業所で取り組んでいるパワー・ハラスメント（パワハラ）対策は何ですか。（あてはまるものすべてに○）



\*<sup>18</sup> 性的マイノリティ

性的少数者のことをいう。レスビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーといった同性愛者や両性愛者、性同一性障害を有する人などが含まれる。



## 基本施策(1) すべての人が安心して暮らせる環境をつくらう

ひとり親家庭や高齢者、障がい者など、さまざまな状況に置かれることのある男女が安心して暮らすことができるよう、自立支援や相談支援、地域社会全体で支えるための体制の充実など、環境の整備を図ります。

### 目標値

	平成 29(2017)年度 現状値	平成 34(2022)年度 目標値
母子父子家庭相談・指導者数	172 人	180 人
シルバー人材センターの女性会員数	239 人	265 人

### 施策

①個々の状況に応じた適切な相談支援体制の充実		
個々の状況に応じて支援の必要な人々に対して、解決に向けた相談体制の充実を図るとともに、支援につなげます。		
事業・取り組み	事業の概要	担当課
若者の就職支援	働くことに不安を抱える若者を対象に、関係機関と連携し、自立のための就労相談を実施します。	商工観光課
高齢者のニーズに応じた多様な学習機会の提供及び学習活動の発表や交流機会の拡大	個々の状況に応じて支援が必要な人々に対して、多様な学習機会の提供を通じてその把握に努め、各種専門職が連携して総合的な相談・支援を行うことができるよう、体制の充実を図ります。	長寿福祉課
支援が必要な高齢者のためのネットワークづくりの推進	個々の状況に応じて支援が必要な人々に対して、解決のためのネットワークづくりを推進し、相談・支援体制を充実させます。民生委員の総会、役員会、研修会等に地域包括支援センター職員が出向き、研修会や高齢者施策制度の説明等を実施するとともに、地域ケア会議において事例を取り上げ、その解決を図ります。	長寿福祉課
高齢者の就業促進	高齢者が仕事を通じて生きがいをもち、いきいきと暮らし続けられるよう、シルバー人材センター等の関係機関と連携し、社会参画のための就業支援と会員加入の促進を図ります。	長寿福祉課

事業・取り組み	事業の概要	担当課
障がい者の就労サポートの充実	行政、ハローワーク、サービス事業所など、本人の支援にかかわる関係機関で構成する障がい者の就労支援チーム「はたらく応援隊」を立ち上げ、個別のケースについて情報共有や連携を図りながら一人ひとりに合った就労支援を行う体制を構築します。	福祉課
障がい者世帯への情報提供を目的としたネットワークの構築	障がい者世帯と関係機関との就労に関するネットワークを構築することで、就労情報の共有や提供できる環境づくりを目指します。	福祉課
地域・関係機関と行政のネットワークづくりの推進	民生委員・福祉ボランティア等の関係機関と連携し、生活上で支援を必要とする人に対し、見守り支援ネットワークを構築することで、早期発見につなげます。	福祉課

②ひとり親家庭への支援の充実		
生活上の困難に陥りやすいひとり親家庭に対して、仕事と家庭生活の両立に向けた自立支援や相談支援を行います。		
事業・取り組み	事業の概要	担当課
ひとり親家庭の相談支援の充実	ひとり親家庭に対する相談窓口として母子・父子自立支援員を配置し、養育や家事と仕事の両立、就労支援など各家庭のニーズに応じた支援・指導等を行います。	子育て支援課
ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の生活基盤の安定と自立を目指し、児童扶養手当等の経済的支援と自立支援教育訓練給付金事業等を活用した就業支援を実施します。	子育て支援課

③多様な生き方に対する尊重と理解の促進に向けた取り組みの充実		
性的指向や性同一性障害を含む、多様な生き方に関する市民の理解を促進します。		
事業・取り組み	事業の概要	担当課
人権学習会を通じた意識づくり<再掲>	人権尊重の視点に立った人権学習会を通じ、多様な性のあり方について正しく知り、差別や偏見のない社会の実現に向け、人権意識の醸成を図ります。	社会教育課

## 基本施策(2) 暴力根絶と人権の尊重のための取り組みを進めよう

暴力を許さない社会の実現のため、市民や事業者に対して、男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた啓発を行います。ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシュアル・ハラスメントなど、多様化するあらゆる暴力に対し、相談事業の周知や関係機関との連携強化に努めることで、早期発見・対応につなげ、一人で悩み、孤立することのない環境づくりを推進します。

### 目標値

	平成 29(2017)年度 現状値	平成 34(2022)年度 目標値
DV防止に向けた啓発活動の回数	1回	9回

### 施策

#### ①DV防止対策の推進

DV・デートDVを未然に防ぐため、市民の理解を深めるための意識啓発に取り組みます。

事業・取り組み	事業の概要	担当課
DV防止に向けた教育・啓発の推進	暴力を許さない社会の実現のため、広報紙やホームページへの掲載、イベント、講演会、研修の開催、パンフレットの配布など多様な手段を活用し、市民、保護者、教育関係者、医療・福祉関係者等への情報提供や学習の機会を提供することにより、DV防止に向けた教育及び啓発の推進を図ります。	子育て支援課
DVに関する情報の周知・啓発	暴力を許さない社会を目指し、DV が犯罪行為を含む重大な人権侵害であるとの認識について、街頭などにおいて啓発を推進します。	市民協働課

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。この問題に対する社会における認識がさらに深められるよう、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」が制定されました。

国際的には、女性に対する暴力根絶に向けた活動として、「パープルリボン・プロジェクト」が進められています。人々のエンパワーメントと安全を目指して、布リボンやバッジの配布、シンポジウムの開催、インターネットラジオ放送等を通じて、「女性に対する暴力を許さない社会」を目指す活動と、被害当事者支援の体制づくりが進められています。



▲女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

②ハラスメント防止に向けた取り組みの推進		
市民に対するハラスメント防止のための啓発を通して、さまざまなハラスメントを根絶するための機運づくりに取り組みます。		
事業・取り組み	事業の概要	担当課
働く場におけるハラスメントの防止	労働者にとって働きやすい職場環境づくりを促進するため、国や県、関係機関と連携しながら、市内事業者に対して、働く場におけるハラスメントの防止に向けた啓発を行います。	商工観光課
職員に対する啓発・研修を通じたハラスメントの防止	男女がともに働きやすい快適な職場環境を確保するため、職員のハラスメント等に関する相談窓口を設置するとともに、啓発・研修を通じてハラスメントの防止を図ります。	総務課

③DVに関する相談支援の充実		
DV・デートDV被害等にあった場合の相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を密にし、相談支援体制の充実に取り組みます。		
事業・取り組み	事業の概要	担当課
DV 早期発見と相談体制の充実	広報紙、ホームページ等により相談窓口の周知を行い、DV 早期発見に努めます。また、外部関係機関（警察、県立女性家庭センター、中央こども家庭センター等）との連携を強化し、必要時には法テラス等* <sup>19</sup> に引き継ぐなど切れ目のない相談体制の構築を図ります。	子育て支援課
DV 相談窓口連携体制の構築	庁内関係課及び警察等との情報共有と連携を図る体制を構築し、DV 相談者への迅速かつ的確な対応を目指します。	市民協働課
障害者世帯における相談窓口の充実	障害者世帯における保護及び相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携、地域のネットワーク等を活用し、支援や制度についての情報を提供します。	福祉課



\*<sup>19</sup> 法テラス

「日本司法支援センター」の愛称。平成 16 年に成立した総合法律支援法に基づき、平成 18 年に設立された。法人や民事、刑事を問わず、国民が抱える法律問題について相談を受け、制度の説明、関係機関の紹介、弁護士費用の立て替え援助、国選弁護人の確保、犯罪被害者支援、司法過疎地域でのサービスなどが行われる。東京本部のほか都道府県庁所在地などに地方事務所がある。

### 基本施策(3) 生涯にわたって健康な生活を送れるよう互いに理解しよう

男女がともに心と体の健康を保持し、互いの性と生命を思いやりながら、いつまでもいきいきと暮らせるよう、意識の啓発を図ります。

また、性差に配慮し、生涯にわたる健康づくりの支援に取り組みます。

#### 目標値

	平成 29(2017)年度 現状値	平成 34(2022)年度 目標値
1歳6か月児のいる家庭で積極的に育児をしている父親の割合<再掲>	55%	60%
町ぐるみ健康診査受診率※	42.1%	44.2%

※受診率＝受診者数／南あわじ市国民健康保険加入者の特定健康診査（40～74 歳）対象者

#### 施策

##### ①妊娠出産期・育児等における環境整備と支援の充実

安心して妊娠出産期・育児期を過ごすことができるよう、妊娠・出産や育児に関する健康相談、保健指導など、サービスの充実に取り組みます。

事業・取り組み	事業の概要	担当課
安心して出産できる環境づくり	妊婦期に合わせた母親学級や乳幼児家庭全戸訪問事業を実施し、妊婦期を健やかに過ごし、安心して出産・育児できる環境づくりを図ります。	健康課
出産や子育てに関する相談体制の充実	母親学級、各種乳幼児健康診査、育児相談等を実施し、母親の出産や子育てに対する不安等を軽減するとともに、気軽に相談できる体制の充実に取り組みます。	健康課
家庭児童相談の実施	家庭児童相談室において、出産前の早期段階から要保護・要支援家庭の子育てにかかわることで、出産後からの家庭における健全な養育の支援を図ります。	子育て支援課
子育て支援の充実	子育て学習・支援センター等で開催される親子参加型のひろば事業等を通じ、子育て情報の発信や子育て中の親子同士の交流、悩み相談窓口など、子育て支援拠点機能の充実に取り組みます。	子育て支援課
子育て相談体制の充実	子育て支援コンシェルジュを配置することで、出産前から育児期のさまざまな悩み相談に応じるほか、必要なサービスや制度を紹介し、育児負担の軽減を図るよう支援します。	子育て支援課

②生涯を通じた健康づくり支援		
生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、健康診査やがん検診等の受診を促進し、それらの機会を通じて、性差に応じた相談、支援にも取り組みます。		
事業・取り組み	事業の概要	担当課
健康診査の受診率向上に向けた情報提供・啓発の推進	男女がともに生涯健康な生活を送れるよう、健康診査（町ぐるみ健康診査、各種がん検診等）の受診率向上のための情報提供と啓発に取り組みます。	健康課



# 第5章 計画の推進

## 1 庁内推進体制の強化

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、各分野に広範囲にわたっています。これを着実に推進するためには、推進体制の整備が重要です。今後も、庁内全体が意識をもって計画を推進できるよう、庁内の意識啓発に努めます。

また、男女共同参画社会実現のためには、まず、市役所が男女平等・男女共同参画実践のモデルとなれるよう、ポジティブ・アクションや職場での男女の人権の尊重、ワーク・ライフ・バランスへの取り組みを積極的に進めていきます。

## 2 計画の進捗管理

男女共同参画に関する事業の進捗状況を把握・評価することは、市の男女共同参画の推進度合いを明らかにすると同時に、施策の推進における課題を見つけ、より効果的な取り組みに発展させることにつながります。

それぞれの事業に対して目標を設定し、毎年度進捗管理を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。



## 資料編

# 1 国際社会・国・県のこれまでの動向

※政策の方針を示す「計画」にかかわる事項はゴシックで示しています

年	国際社会	国	兵庫県
昭和50年 (1975年)	国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 第1回世界女性会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
昭和52年 (1977年)	国連婦人の 10年 (1976~1985)	「国内行動計画」策定 「国立婦人教育会館」設置	
昭和54年 (1979年)		国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択	
昭和55年 (1980年)		「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	
昭和56年 (1981年)		「国内行動計画後期重点目標」策定	
昭和60年 (1985年)		「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准
昭和61年 (1986年)		「男女雇用機会均等法」施行 婦人問題企画推進本部拡充:構成を 全省庁に拡大 婦人問題企画推進有識者会議開催	
昭和62年 (1987年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
平成2年 (1990年)	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		「新ひょうごの女性しあわせプラン」策定
平成4年 (1992年)		「育児休業法」施行	県立女性センター開設
平成6年 (1994年)		男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置(政令) 男女共同参画推進本部設置	
平成7年 (1995年)	第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動(北京) 「北京宣言」及び「行動綱領」採択	「育児・介護休業法」施行	
平成8年 (1996年)		「男女共同参画2000年プラン」策定 男女共同参画推進連携会議発足	「新ひょうごの女性しあわせプラン後期実施計画」策定
平成9年 (1997年)		男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正	
平成11年 (1999年)		「男女共同参画社会基本法」施行 「労働基準法」改正	
平成12年 (2000年)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	「介護保険法」施行 「男女共同参画基本計画」策定	
平成13年 (2001年)		男女共同参画局設置 男女共同参画会議設置(法律) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」策定	「ひょうご男女共同参画プラン21」策定

年	国際社会	国	兵庫県
平成 14 年 (2002 年)			「男女共同参画社会づくり条例」制定 県立女性センターの名称を県立男女 共同参画センターへ変更
平成 15 年 (2003 年)		「女性のチャレンジ支援策の推進につ いて」男女共同参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」「次世代育成 支援対策推進法」施行	
平成 16 年 (2004 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」改正	
平成 17 年 (2005 年)	第 49 回国連婦人の地位委員会（「北京＋ 10」閣僚級会合）（ニューヨーク）	「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定	
平成 18 年 (2006 年)		「男女雇用機会均等法」改正	「ひょうご男女共同参画プラン 21 後期実施計画」策定 「兵庫県 DV 基本計画（配偶者等か らの暴力対策基本計画）」策定 「ひょうご子ども未来プラン」策定
平成 19 年 (2007 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・ バランス）憲章」及び「仕事と生活の調 和推進のための行動指針」策定	
平成 20 年 (2008 年)		「女性の参画加速プログラム」策定	
平成 21 年 (2009 年)		「育児・介護休業法」改正	「兵庫県 DV 基本計画」改定 ひょうご仕事と生活センター開設
平成 22 年 (2010 年)	第 54 回国連婦人の地位委員会（「北京＋ 15」記念会合）（ニューヨーク）	「第 3 次男女共同参画基本計画」策定	
平成 23 年 (2011 年)	UN Women（ジェンダー平等と女性のエン パワーメントのための国連機関）正式発 足		「新ひょうご男女共同参画プラン 21」策定
平成 24 年 (2012 年)	第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害 におけるジェンダー平等と女性のエンパ ワーメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活性 化」行動計画」策定	
平成 25 年 (2013 年)		「日本再興戦略」策定 「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護等に関する法律」改正	
平成 26 年 (2014 年)		「パートタイム労働法」改正	「兵庫県 DV 基本計画」改定（「兵 庫県 DV 防止・被害者保護計画」に 改称）
平成 27 年 (2015 年)	第 59 回国連婦人の地位委員会（「北京＋ 20」記念会合）（ニューヨーク）	「女性の職業生活における活躍の推 進に関する法律」公布 「第 4 次男女共同参画基本計画」策定	「ひょうご子ども・子育て未来プラン」策定
平成 28 年 (2016 年)	国連女性差別撤廃委員会 (CEDAW) が日本 政府に勧告	「育児・介護休業法」及び「男女雇用機 会均等法」等の改正	「ひょうご男女いきいきプラン 2020」策定

## 2 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)  
改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号  
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下  
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取組が、  
国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてき  
たが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化 等我  
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女  
が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に  
かかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる  
男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二  
十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、  
社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促  
進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明  
らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団  
体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合  
的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経  
済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現す  
ることの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関  
し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の  
責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の  
促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男  
女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するこ  
とを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、  
当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構  
成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に  
おける活動に参画する機会が確保され、もって男女が均  
等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受す  
ることができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成する  
ことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間  
の格差を改善するため必要な範囲内において、男女の  
いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること

をいう。

#### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての  
尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い  
を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が  
確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨  
として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会にお  
ける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を  
反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立  
でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成  
を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会  
における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択  
に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配  
慮されなければならない。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等  
な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又  
は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参  
画する機会が確保されることを旨として、行われなければ  
ならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女  
が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の  
介護その他の家庭生活における活動について家族の一  
員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活  
動を行うことができるようにすることを旨として、行われな  
ければならない。

#### (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会におけ  
る取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共  
同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければ  
ならない。

#### (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社  
会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)  
にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策  
(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、

及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成

の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社

会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成十一年六月二三日法律第七八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則(平成十一年七月十六日法律第百二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成十一年十二月二十二日法律第百六十号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

### 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年法律第三十一号

改正 平成二十六年法律第二十八号

#### 目次

##### 前文

##### 第一章 総則(第一条・第二条)

##### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

##### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

##### 第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

##### 第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

##### 第五章 雑則(第二十三条—第二十八條)

##### 第五章の二 補則(第二十八條の二)

##### 第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

##### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

##### 第一章 総則

##### (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等  
(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための



## 施策の実施内容に関する事項

### 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

#### (配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たつ

ては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、

配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場

合)にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくさ

れることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と 社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号に おいて「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。) その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を

記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
    - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
    - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合 には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに

対して 執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかなる事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。

第十条第一項 第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる

事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前 各号に掲げる事項とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に

係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第

十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則

〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

## 4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年九月四日法律第六十四号

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### (基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業

生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### (事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第二章 基本方針等

#### (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

#### (都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の



区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進

に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定め

るもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第

四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の 募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の 募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はこれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達 に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成

される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
  - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者

- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。二十の二十六女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第号)

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第号)第五条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。

理由

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である

## 5 策定経過

年月日	事項	内容
平成29年 8月3日	第1回南あわじ市 男女共同参画計画 策定委員会	1) 第1次南あわじ市男女共同参画計画の概要について 2) 第2次南あわじ市男女共同参画計画策定の方針及び スケジュールについて 3) 男女共同参画にかかる市民アンケート調査等について 4) その他
8月29日～ 9月12日	南あわじ市 男女共同参画にかかる 市民アンケート調査の 実施	男女共同参画に関する市民の意識や 認識についての実態を把握するために実施した。
9～11月	南あわじ市 男女共同参画にかかる 事業者調査の実施	市内事業者における取り組み内容や 考え方を把握するために実施した。
11月28日	第2回南あわじ市 男女共同参画計画 策定委員会	1) 男女共同参画計画の骨子について 2) 南あわじ市の基本理念について
平成30年 1月23日	第3回南あわじ市 男女共同参画計画 策定委員会	1) 男女共同参画計画の素案について
2月1日～ 2月15日	パブリックコメント	広く市民から計画案に関する意見を 募集するために実施した。
3月8日	第4回南あわじ市 男女共同参画計画 策定委員会	1) 男女共同参画計画案に係る意見募集 (パブリックコメント) 結果について 2) 男女共同参画計画案の最終確認について 3) 男女共同参画計画概要版(案)について 4) 男女共同参画計画案に係る市長への答申(案)について

## 6 南あわじ市男女共同参画策定委員会委員名簿

No	氏名	役職等	備考
1	阿部 文恵	南あわじ市農業委員会委員	
2	市川 一馬	南あわじ市連合自治会理事	副委員長
3	折口 一美	南あわじ市人権擁護委員会委員	
4	片山 京子	市民代表	委員長
5	齋藤 新太	兵庫県男女共同参画社会づくり協定事業所 兵庫県子育て応援協定事業所 (株) 齋藤工務店 代表取締役	
6	日笠 久美	南あわじ市医師会理事	
7	増澤 清嗣	淡路県民局県民交流室長補佐兼県民・商工労政課長	
8	三原 めぐみ	市民代表	

(五十音順、敬称略)



## 第2次南あわじ市男女共同参画計画

---

編集・発行

兵庫県南あわじ市役所 ふるさと創生課

住所：兵庫県南あわじ市市善光寺 22-1

電話：0799-43-5205 FAX：0799-43-5305